

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した 建築設計標準に関するフォローアップ会議 (第7回)

日時：2024（令和6）年10月18日（金）

13：30～15：30

場所：WEB 会議形式

次 第

1. 開会
2. 挨拶 国土交通省
3. 委員紹介
4. 座長挨拶
5. 議事
 - (1) 国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組
 - (2) 建築設計標準改正に向けたアンケート調査（概要）について
 - (3) 建築設計標準 主な改正内容（案）について
 - (4) 当事者参画ガイドライン（仮称）の構成について
6. 閉会

【配布資料】

- 資料1 委員名簿
- 資料2 国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組
- 資料3 建築設計標準改正に向けたアンケート調査（概要）について
- 資料4 建築設計標準 主な改正内容（案）について
- 資料5 当事者参画ガイドライン（仮称）の構成について

参考資料1 第6回議事要旨

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議 委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学 建築デザイン学部 建築デザイン学科	教授
菅原 麻衣子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国立研究開発法人 建築研究所	研究専門役

【障害者・高齢者団体】50 音順

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
岩崎 満男	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	理事
大竹 浩司	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事
大谷 喜博	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	副会長
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
大薮 定信	公益財団法人 全国老人クラブ連合会	政策委員会幹事
織田 友理子	特定非営利活動法人 PADM（遠位型ミオパチー患者会）	代表理事
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
佐藤 聡	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長
三澤 一登	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	副理事長
三宅 隆	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合	常務理事/組織部長

【事業者団体】50 音順

荒井 昭雄	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事
有野 一馬	一般社団法人 全日本ホテル連盟	専務理事
石井 滋	一般社団法人 日本フードサービス協会	常務理事
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会	常任理事
小林 由人	一般社団法人 日本ホテル協会	事務局長
諏訪 綾子	一般社団法人 全国銀行協会	パブリック・リレーション部長
高橋 直樹	一般社団法人 不動産協会	
谷口 洋一	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
中原 修	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
長友 淳恭	日本チェーンストア協会	常務理事
難波 義夫	一般社団法人 日本病院会	常任理事
原田 健児	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	事務局長
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	参与（公共政策）

【劇場等関係団体】 50 音順

中島 智彦	全国興行生活衛生同業組合連合会	事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】 50 音順

古田 安人	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	
三浦 大作	一般社団法人 日本建設業連合会 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会 制度・資格・教育専門部会 主査	
村山 純二	公益社団法人 日本建築家協会	
山野井 直	公益社団法人 国際観光施設協会	チームリーダー
若尾 一夫	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会	標準化推進部長

【地方公共団体】

藤谷 公平	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
亀元 靖彦	大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課	課長補佐
中村 奈美	横浜市 建築局 建築企画課 担当係長	
木原 佑希子	日本建築行政会議（JCBA）防災部会バリアフリー分科会主査（神奈川県県土整備局）	

【事務局】

国交省住宅局参事官（建築企画担当）付
株式会社 市浦ハウジング&プランニング
一般財団法人 国土技術研究センター

国土交通省住宅局における バリアフリーに関する取組

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「劇場、観覧場、映画館又は演芸場」「集会場又は公会堂」
「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「飲食店」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など
※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。
(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など
(※3:義務づけの対象ではない)

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー法の対象となる建築物

特定建築物 (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務)	特別特定建築物 (2,000㎡以上 (公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への 適合義務)
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舍又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅（1以上）
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
1/12 以下 1/12 以下
(屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

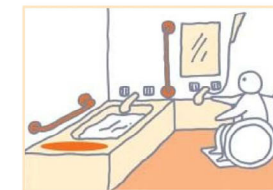
駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方々の不自由な方々のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
1つ以上 原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm 以上 350cm 以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。
(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方々の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅（一定の建物の場合）
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方々の利用に配慮した仕様としてください。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに原則2%以上
- オストメイト対応便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1% 以上 原則 2% 以上



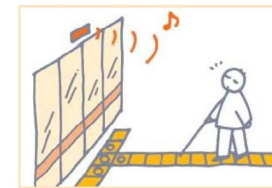
10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 劇場等の客席

劇場等の客席には、車椅子を使用する方が車いすに乗ったまま観覧できるスペースを設けてください。
(建築物移動等円滑化誘導基準)

- 車いす使用者用部分の数
200席以下の場合：2%以上
201～2,000席の場合：1% + 2席以上
2,001席以上の場合：0.75% + 7席以上
- 車いす使用者用部分の幅
90cm 以上
- 車いす使用者用部分の奥行
120cm 以上

それぞれの説明中、左の数値等は建築物移動等円滑化基準、右の数値等は建築物移動等円滑化誘導基準

<建築設計標準とは>

全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもの。



<建築設計標準の掲載内容>

- ①高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた**設計の基本思想**
- ②設計を進める上での**実務上の主要なポイント**
- ③**建築物移動等円滑化基準**を実際の設計で具体的に実現するために**参考とすべき内容**を含めた建築物の**バリアフリーの標準的な内容や望ましい整備内容等**
- ④高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて**設計時に考慮することが望ましい留意点**

- 通路や駐車場、エレベーターなど建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準や設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法などを中心に、管理運営上の配慮事項等を含めて掲載。
- 行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階や管理運営時に広く活用されている。

便所・洗面所の設計標準(抜粋)

□法令に基づく基準

□設計の考え方

(社会的にニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的考え方)

□設計のポイント

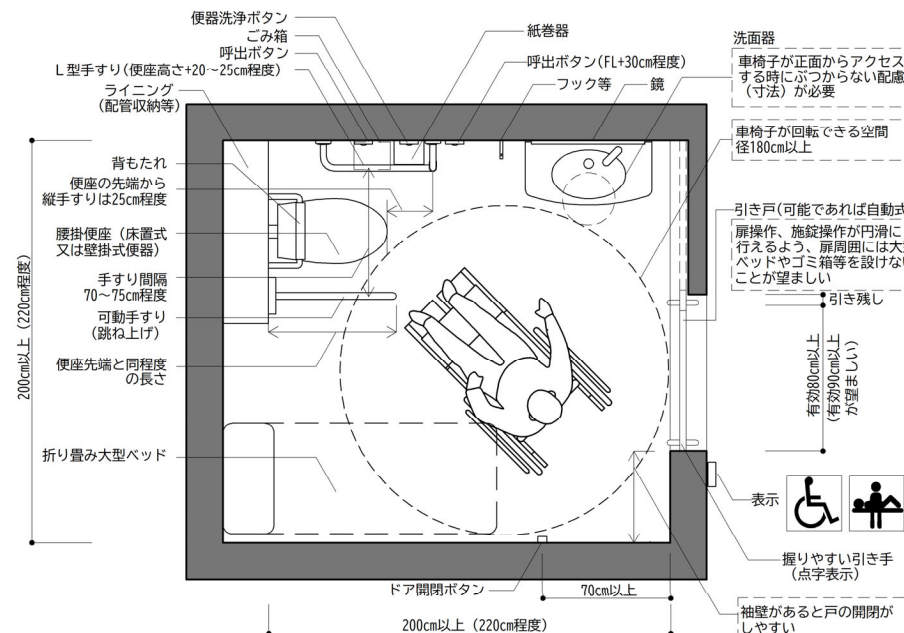
(設計を進める上での実務上の主要ポイント)

□設計標準

(整備内容及びその標準的な実現方法)

- 1) 便所・洗面所の設計標準(共通事項)
- 2) 個別機能を備えた便房の設計標準
- 3) 簡易型機能を備えた便房の設計標準
- 4) その他の一般便房の設計標準
- 5) 改善・改修のポイント

【車椅子使用者用便房の例】



【写真】



直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する便房(大型ベッド付)

建築物のバリアフリー基準の 見直しについて

趣旨

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子使用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子使用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、学識経験者、当事者団体、事業者団体等で構成する「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」に、「**建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG**」を設置し、「**車椅子使用者用便房・駐車施設**」や「**車椅子使用者用客席**」の**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

検討WGメンバー

【学識経験者】

- ・高橋 儀平 東洋大学 名誉教授(座長)
- ・佐藤 克志 日本女子大学 教授
- ・菅原 麻衣子 東洋大学 教授
- ・松田 雄二 東京大学大学院 准教授
- ・布田 健 国立研究開発法人 建築研究所

【障害者団体】

- ・(社福)日本身体障害者団体連合会
- ・(一社)日本パラリンピアンズ協会
- ・(公社)全国脊髄損傷者連合会
- ・(NPO) DPI日本会議

【事業者団体】

- ・(一社)日本ビルディング協会連合会
- ・(一社)不動産協会
- ・(一社)日本ショッピングセンター協会
- ・日本チェーンストア協会
- ・(一社)全日本駐車協会

【劇場等関係団体】

- ・全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・(公社)全国公立文化施設協会

【建築関係団体】

- ・(一社)日本建築士事務所協会連合会
- ・(一社)日本建設業連合会
- ・(公社)日本建築家協会
- ・(公社)日本建築士会連合会

【地方公共団体】

- ・東京都
- ・大阪府
- ・横浜市
- ・日本建築行政会議バリアフリー分科会

検討経過

時期	内容
2022（令和4）年8月～	トイレ・駐車場・客席の実態調査 [調査対象] ・調査期間内に確認済証が交付された建築物 ・近年に竣工したスポーツ施設
2023（令和5）年6月23日	第1回検討WG ・実態調査結果、課題の共有
2023（令和5）年8月31日	第2回検討WG ・関係団体の意見の取りまとめ ・バリアフリー基準の素案（トイレ）の提示
2023（令和5）年12月8日	第3回検討WG ・バリアフリー基準の素案（トイレ（再見直し案）、駐車場・客席）の提示
2024（令和6）年3月12日	第4回検討WG ・バリアフリー基準の見直し方向のとりまとめ
2024（令和6）年3月29日	建築物のバリアフリー基準の見直し方針 公表

1. 移動等円滑化基準(義務基準) 施行:令和7年6月1日

①政令【令和6年6月21日公布】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の改正

②告示【令和6年8月6日公布】

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件

2. 移動等円滑化誘導基準 施行:令和7年6月1日

①省令【令和6年10月ごろ公布予定】

- ・「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」の改正

②告示【令和6年10月ごろ公布予定】

- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件
- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件
- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を定める件

車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- ・ 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

- ・ 各階に1箇所以上※設ける。

<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- ・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)
階の床面積が

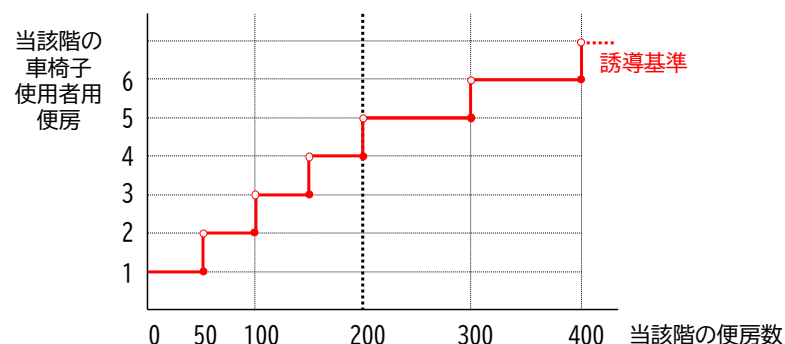
- ・ 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。
- ・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

誘導基準

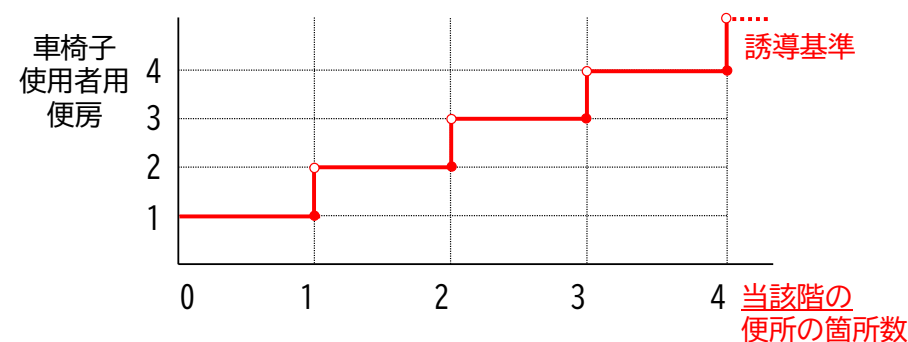
現行

- ・ 各階に1箇所以上を設ける。
- ・ 階の便房数が200箇所以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 階の便房数が201箇所以上の場合、1%+2箇所以上を設ける。



見直し案

- ・ 便所のある箇所に1箇所以上を設ける。



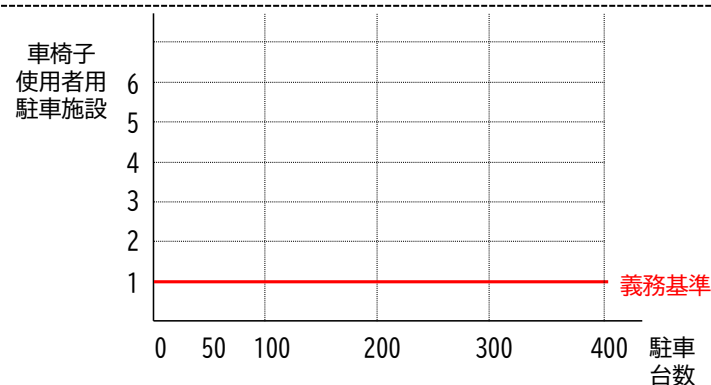
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、駐車台数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

義務基準

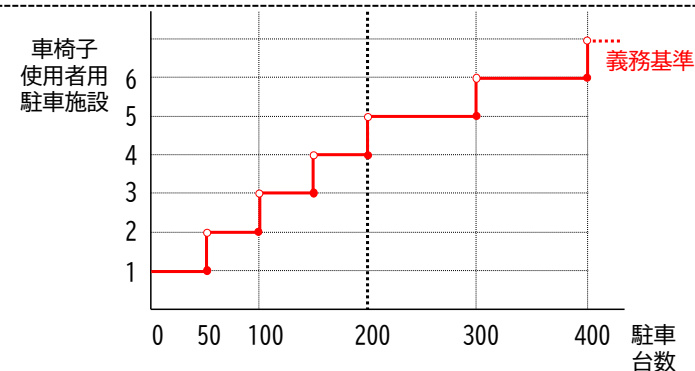
現行

- ・ 1 台以上を設ける。



見直し案

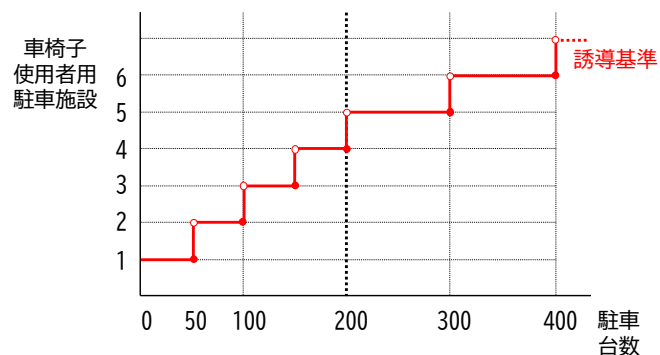
- ・ 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

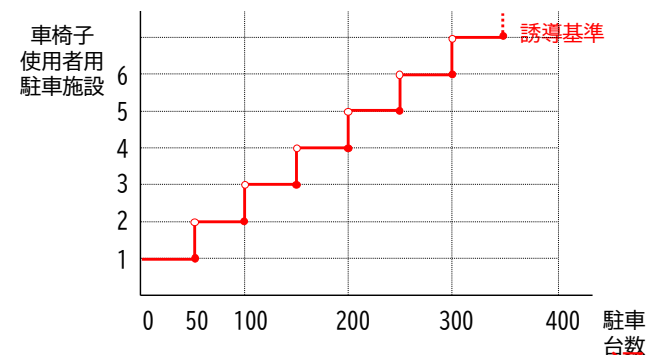
現行

- ・ 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し案

- ・ 2%以上を設ける。



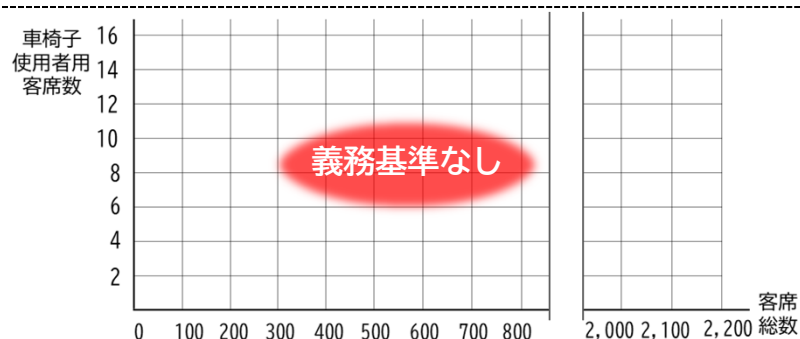
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

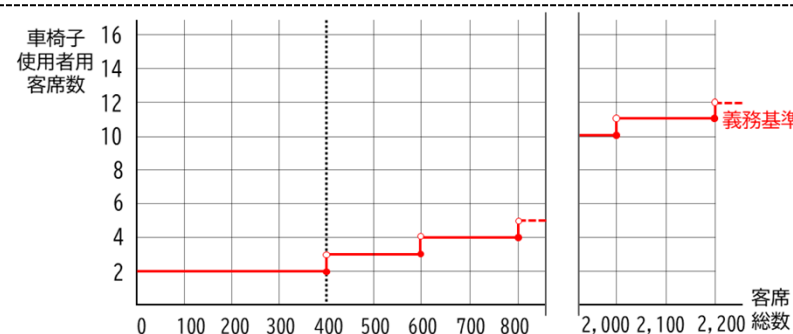
- ・ 基準なし



見直し案

- ・ 400席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 401席以上の場合、**0.5%以上**を設ける。

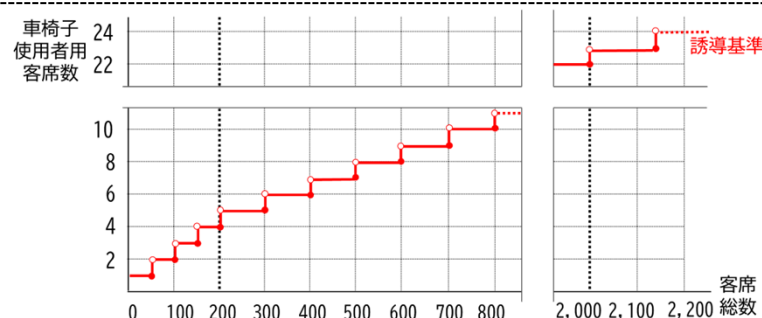
※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



誘導基準

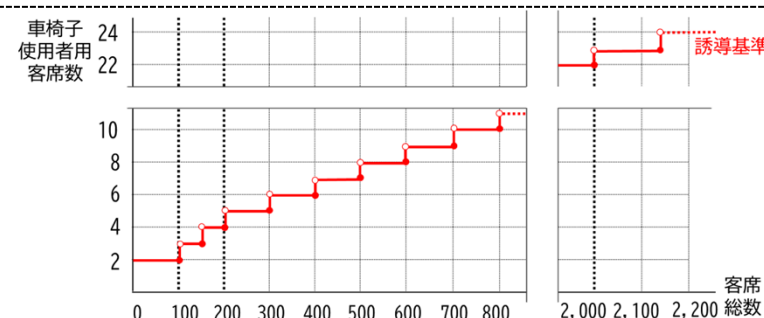
現行

- ・ 200席以下の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1% + 2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75% + 7席以上**を設ける。



見直し案

- ・ 100席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 101～200席の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1% + 2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75% + 7席以上**を設ける。



ソフト対応による代替措置が困難な車椅子使用者用便所の設置の一層の促進を図るために、バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の拡充について検討する。

	第19条特例	第24条特例
対象建築物	特定建築物のうち所管行政庁による認定を受けた 認定建築物	建築物特定施設の床面積が著しく大きい 建築物
要件	誘導基準に適合	国土交通大臣が定める基準※に適合 ※ <u>国土交通省告示第1481号 (H18)</u> に規定
容積率算定にあたり不算入とする部分	建築物特定施設のうち 共用部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場	建築物特定施設のうち 共用部分及居室内の部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場、ホテル、 旅館の客室（便所又は浴室等）、浴室、シャワー室
不算入の上限	建築物の延べ面積の 1割まで不算入可能	許可の範囲内
必要な手続き	所管行政庁の 認定	特定行政庁の 許可 ※ ※ 建築審査会の同意が必要

容積率緩和の特例制度の拡充に向けた告示の見直し案

バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に**車椅子使用者用便所の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加すること**で**車椅子使用者用便所の設置を促進する**。

	現行	見直し案																								
特定建築物	次の基準に適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する	次の基準の いずれか に適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する ・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける																								
特定建築物 以外	次の基準に適合すること <table><tr><td colspan="2">・ 以下の全てに適合する</td></tr><tr><td>出入口</td><td>(略)</td></tr><tr><td>廊下</td><td>(略)</td></tr><tr><td>階段</td><td>(略)</td></tr><tr><td>便所</td><td>・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である</td></tr><tr><td>敷地内通路</td><td>(略)</td></tr></table>	・ 以下の全てに適合する		出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)	次の基準の いずれか に適合すること <table><tr><td colspan="2">・ 以下の全てに適合する</td></tr><tr><td>出入口</td><td>(略)</td></tr><tr><td>廊下</td><td>(略)</td></tr><tr><td>階段</td><td>(略)</td></tr><tr><td>便所</td><td>・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である</td></tr><tr><td>敷地内通路</td><td>(略)</td></tr></table> ・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける	・ 以下の全てに適合する		出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)
・ 以下の全てに適合する																										
出入口	(略)																									
廊下	(略)																									
階段	(略)																									
便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																									
敷地内通路	(略)																									
・ 以下の全てに適合する																										
出入口	(略)																									
廊下	(略)																									
階段	(略)																									
便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																									
敷地内通路	(略)																									

※ 車椅子使用者用便所の構造は以下の通り

- 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されていること

赤字:現行の基準に追加した箇所

サイトラインの確保等に係る 検討WGの設置について

趣旨

- 建築物のバリアフリー基準の見直し方針（建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG 報告（令和6年3月29日））において、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の車椅子使用者用客席の設置数等に係る基準案が示され、また客席の①サイトラインの確保、②分散配置、③同伴者席に係る事項について、令和6年度に予定している「建築設計標準」の改正等への反映に加え、継続して現状の把握・技術的検討等を進める方針が示されたところ。
- このため、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」に、学識経験者・障害者団体等・事業者団体・建築関係団体等で構成する「サイトラインの確保等に係る検討WG」を設置し、サイトラインの確保等に係る設計・評価手法の現状把握・技術的検討、及び実効性の高い枠組み等について検討を行う。

検討WGメンバー

学識経験者、当事者団体（車椅子関係）、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁（オブザーバー）

検討スケジュール（案）

時期	実施計画	
2024（令和6）年6月27日	第1回検討WG	・検討経緯、課題の共有 ・サイトラインの確保等に係る論点（案）についての意見交換
2024（令和6）年10月4日	第2回検討WG	・調査結果の共有 ・サイトラインの確保等に係る枠組みの方向性の整理
2024（令和6）年10月18日	第7回建築設計標準フォローアップ会議で報告	
2024（令和6）年 冬	第3回検討WG	・サイトラインの確保等に係る枠組み（案）の提示
2025（令和7）年 年始～初春	第4回検討WG	・サイトラインの確保等に係る枠組みのとりまとめ
2025（令和7）年 年始～初春	第8回建築設計標準フォローアップ会議で報告	

論点1：本WGの検討対象となる施設は何か。

論点2：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべきサイトラインはどのようなものか。

論点3：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』における分散配置とはどのようなものか。

論点4：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべき同伴者用の客席又はスペースとはどのようなものか。

第1回WGで
議論

論点5：サイトラインの確保等について実効性の確保をどのように図っていくか。

第2回
以降のWGで
議論

論点１：本WGの検討対象となる施設は何か。

<主な意見>

- 「劇場、観覧場、映画館又は演芸場」と「集会場又は公会堂」とする。

論点２：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべきサイトラインはどのようなものか。

<主な意見>

- 前席の観客が立っている状況で車椅子使用者の視界が遮られないことが、重要なポイントである。
- ※観客がほぼ立ち上がらない演目としては、映画・古典芸能・ミュージカル等が挙げられる。
- 車椅子使用者用客席の後ろの客席のサイトラインの確保にも配慮してほしい。
- 前面の手すりの高さは、80cm程度としてほしい。
- 前面の手すりの形状についても工夫すべき。

論点3：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』における分散配置とはどのようなものか。

<主な意見>

- 客席の価格帯（S席、A席等）・席種（一般席・グループ席）ごとに車椅子使用者用客席を設置すべき。
- 垂直・水平、最前列・中通路沿い・最後列等、位置を選択できるように分散配置を行うべき。
- 小規模な施設で分散配置ができない場合は、車椅子使用者用客席を見やすい位置に配置すべき。

論点4：『劇場・競技場等の車椅子使用者用客席』において確保すべき同伴者用の客席又はスペースとはどのようなものか。

<主な意見>

- 車椅子使用者用客席の横に（後ろではなく）同伴者用の客席・スペースが配置されるべき。
- 多様な利用方法に対応できるよう、同伴者用の客席は固定席ではなく、スペース（＋可動式の椅子の設置）であることが望ましい。
- 同伴者が2名以上いる場合には、車椅子使用者用客席と同じエリア、あるいはできるだけ近いところに席があるとよい。

論点5：サイトラインの確保等について実効性の確保をどのように図っていくか。

論点5－1：車椅子使用者用客席のサイトラインについて、統一的・定量的な基準の設定および建築確認における審査は可能か。

論点5－2：車椅子使用者用客席の分散配置について、統一的・定量的な基準の設定および建築確認における審査は可能か。

論点5－3：車椅子使用者用客席における同伴者用の客席又はスペースについて、統一的・定量的な基準の設定および建築確認における審査は可能か。

建築設計標準の改正の方向性

- フォローアップ会議では、建築物のバリアフリー化の促進に向けて、引き続き先進事例等の共有を進めるとともに、関係者が連携して建築設計標準や先進事例等の普及・周知を促進しているところ。
- 今年度のフォローアップ会議では、バリアフリー基準の見直し、会議でのご意見や議論された事項、蓄積された取組・事例を踏まえ、建築設計標準の見直し検討を行う。

今後の建築設計標準に関する取組

H27 ➡ H29 ➡ H31 ➡ R3.3 ➡

蓄積した事例等を随時発信

R6
建築設計標準
見直し検討

フォローアップ会議(年2回程度実施)



(1) 建築設計標準の改正(H29.3、R3.3改正)

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ② 重度の障害、介助等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

(2) ホテル又は旅館に関する追補版(H31.3)

(3) 劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版(H27.3)

建築物のバリアフリー設計に関する内容の充実

- ・ 設計段階からの当事者参加・意見聴取の取組事例
- ・ 利用者への配慮が足りない設計事例 等

優良な設計事例・取組事例の充実

- ・ 建築設計標準の記載事項を取り込んで整備された建築物の事例
- ・ 当事者からの意見聴取を反映した設計事例 等

① バリアフリー基準の見直しを踏まえた記載内容の充実

- 現在、検討している車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客席の設置数の基準の見直しを踏まえた建築設計標準の内容の更新・充実化を図る。
- 本フォローアップ会議や基準見直し検討WGでの当該施設の設置数の基準以外の様々な意見を踏まえた建築設計標準の内容の充実化を図る。

② 当事者参画の取組を促進するための記載内容の充実

- バリアフリー基準の遵守のみならず、より当事者の意見を反映した質の高い建築ストックの形成を促進すべく、基本構想や設計段階から当事者の意見をより反映できるような当事者参画プログラムに係る指針等について新規記載を図る（建築設計標準とは別の冊子とすることが考えられる）。

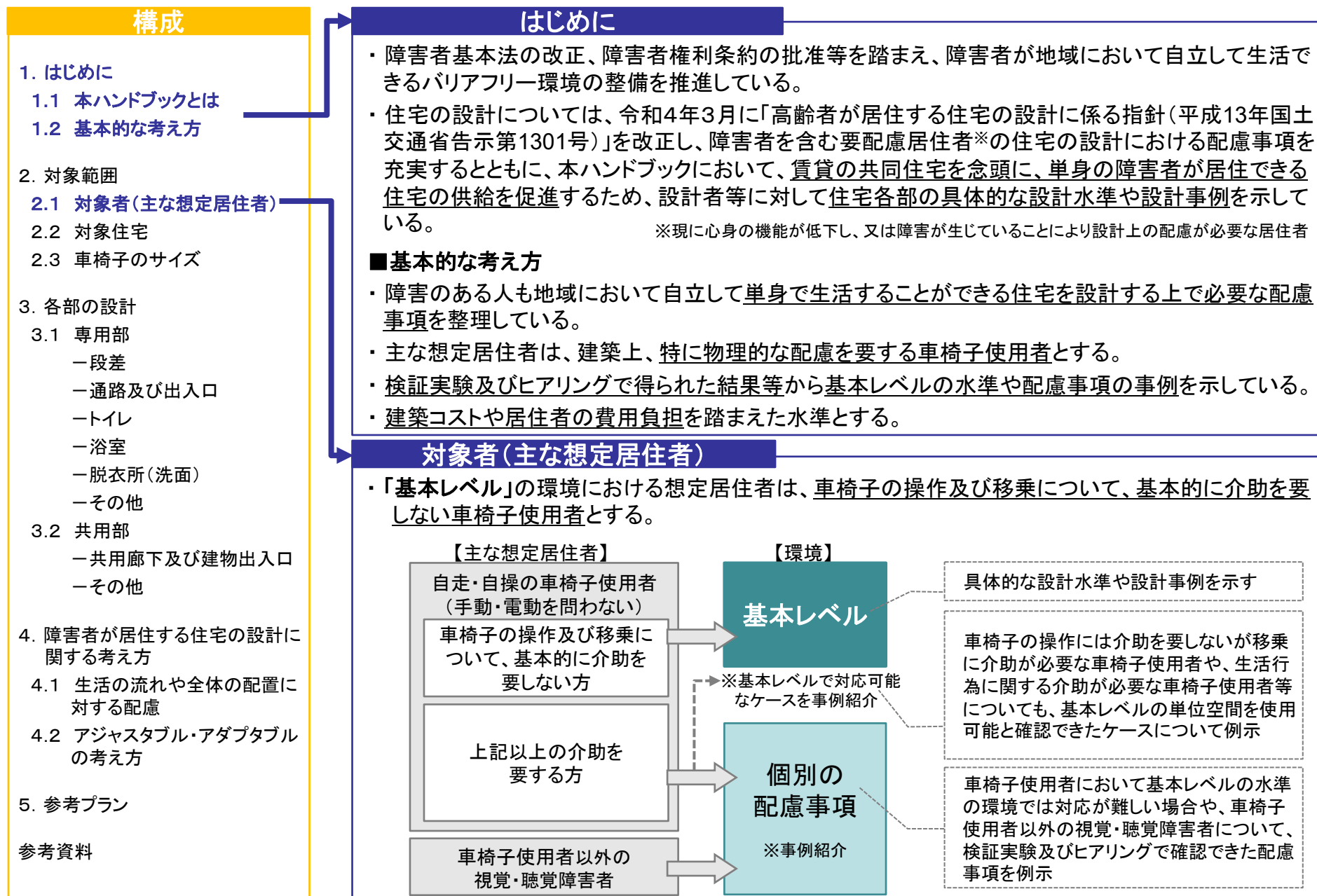
③ 当事者特性を反映したバリアフリー設計を促進するための記載内容の充実

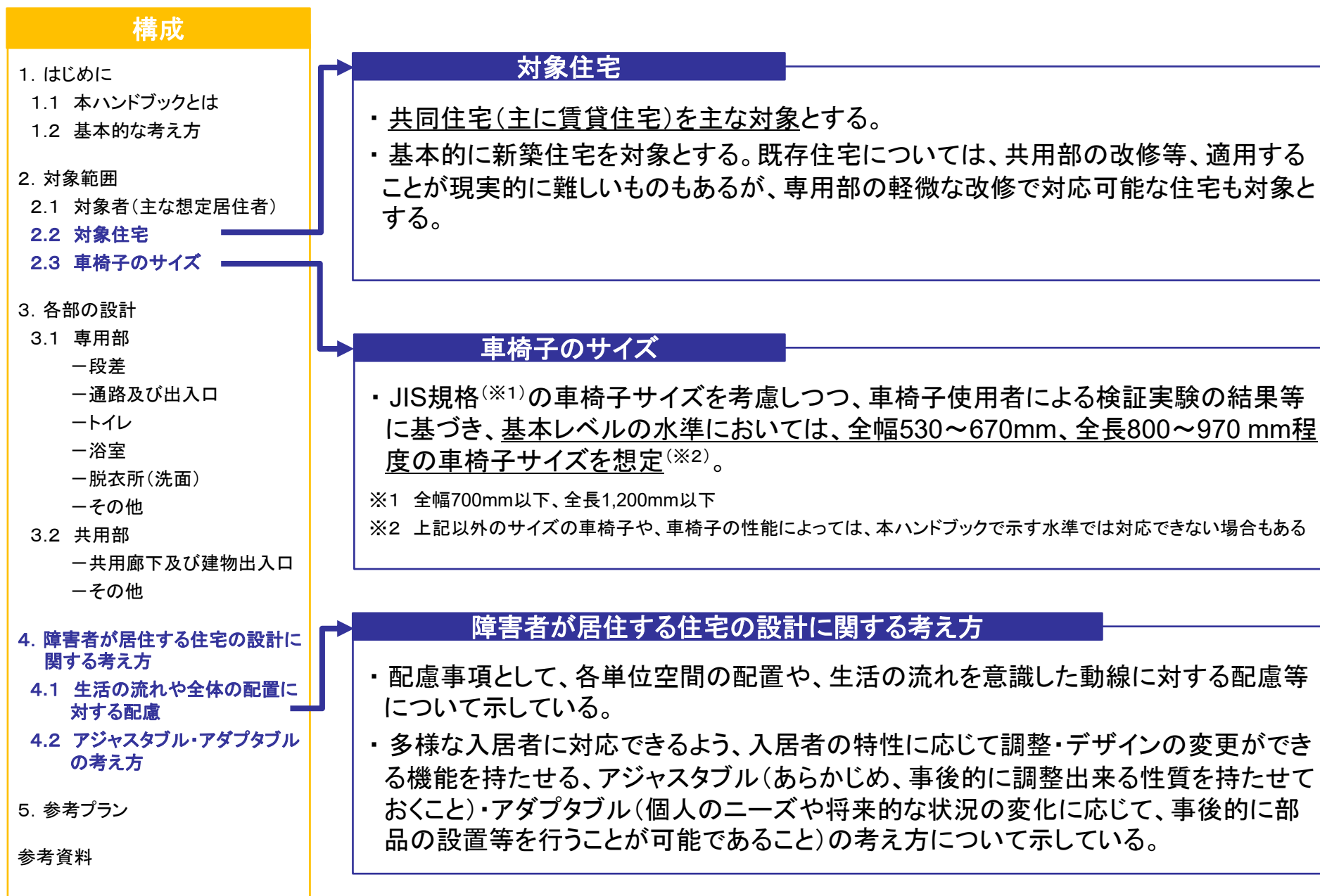
- 視覚障害者や聴覚障害者等の特性に応じたきめ細かいバリアフリー化を促進すべく、整備されたハードを補完するICT（情報通信技術）や福祉機器といったツールの活用方法等について充実化を図る。
- 建築物のバリアフリー化のスパイラルアップにつなげるべく、バリアフリーに配慮して設計を行っているものの当事者ニーズを正確に捉えきれずに利用しづらい整備がなされている事例（失敗事例）の新規記載や当事者の意見を正しく反映した優良事例等の充実化を図る。

- 「建築設計標準の改正に向けた基本的な考え方」を踏まえ、個別ヒアリング及びフォローアップ会議での意見交換を通じて、令和7(2025)年春に建築設計標準の改正等を行う。

時 期	会議名	議 題
～R6.8月頃	準備期間(各団体への個別ヒアリング等を実施)	
R6.10.18	第7回 フォローアップ会議	- 国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組 - 建築設計標準改正に向けたアンケート調査(概要)について - 改正建築設計標準の骨子について - 当事者参画ガイドライン(仮称)の構成について
R7.2月上旬	第8回 フォローアップ会議	- 改訂版建築設計標準(素案)について - 当事者参画ガイドライン(仮称)(素案)について 等
R7春	パブリックコメントを実施のうえ、以下の2点を策定 - 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(改正) - 当事者参画ガイドライン(仮称)(新規策定)	

障害者の居住にも対応した住宅の 設計ハンドブックについて



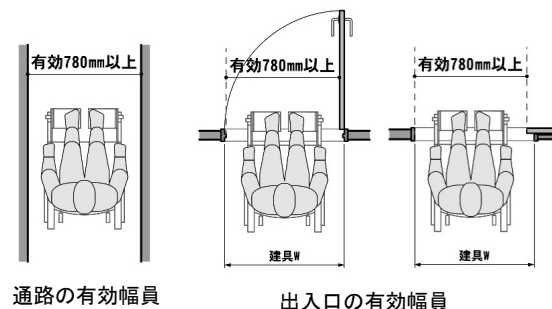


専用部分

通路・出入口

- 通路の有効幅員は780mm以上とすること。
- 出入口の有効幅員は780mm以上(トイレ及び浴室の出入口の有効幅員は700mm以上)とすること

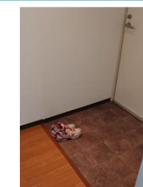
※出入口は戸の枠や厚み、引き残しを除き、必要な有効幅員を確保すること
 ※出入口の有効幅員は、戸があらかじめ開いている状態で通過するために必要な寸法としている



- 直角路や、出入口に至る経路が直角となる場合については、別途水準を設定

段差

- 次に掲げるものを除き、段差がないこと。
 - ・ 5mm以下の段差
 - ・ 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下で、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下とするもの
 - ・ 浴室の出入口の段差で、単純段差かつ高低差を20mm以下とするもの
 - ・ バルコニーの出入口の段差で、単純段差とするもの



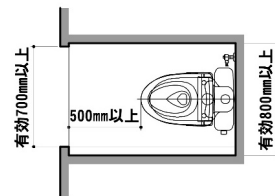
フラットな玄関の事例



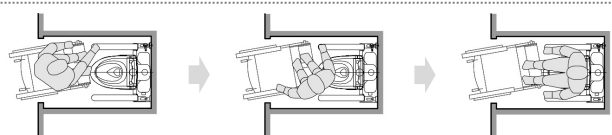
グレーチングを設けることでフラットな設計とした浴室出入口

トイレ

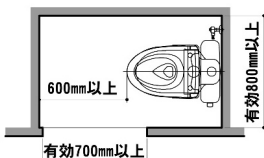
- 便器へのアプローチが正面方向(正面アプローチ)の場合、短辺は内法寸法で800mm以上、長辺は内法寸法で便器前500mm以上とすること。
- トイレの出入口の有効幅員は700mm以上とすること。



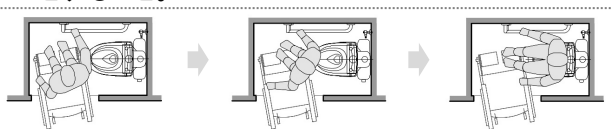
正面アプローチの移乗の流れ(例)



- 便器へのアプローチが直角方向(直角アプローチ)の場合、短辺は内法寸法で800mm以上、長辺は内法寸法で便器前600mm以上とすること。
- トイレの出入口の有効幅員は700mm以上とすること。

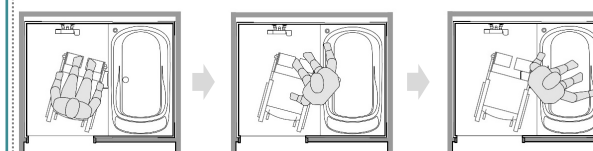
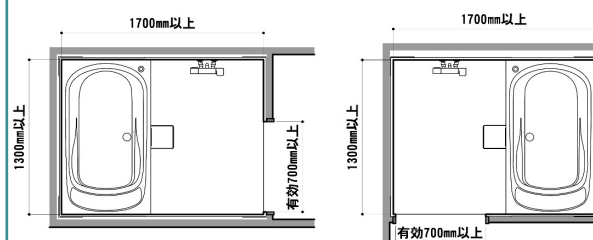


直角アプローチの移乗の流れ(例)



浴室

- 浴室の広さは、内法寸法で短辺1,300mm以上×長辺1,700mm以上とすること。
- 浴室の出入口の有効幅員は700mm以上とすること。



車椅子で進入する場合の流れ(例)

※このほか、手すりの設置例と、手すり等を用いて移乗する場合の流れ(例)についても掲載

共用部分

共用廊下

- 各住戸から、エレベーター等を経て建物出入口まで、有効幅員1,200mm以上の共用廊下を経由して到達できるものとする。
- 50m以内ごとに、車椅子の転回・すれ違いができるスペースとして、1,400mm×1,400mmのスペースを設けること。

建物出入口

- 有効幅員は800mm以上とすること。
- 主要な経路上の建物出入口に戸を設ける場合には、その前後に車椅子使用者が開閉動作等をできるスペースを設けること。

建築設計標準改正に向けた アンケート調査結果（概要）

- 建築設計標準の改正に向け、フォローアップ会議の委員を通じて関係団体等にアンケートを実施
- 実施期間：2024年7～8月

■調査項目

項目	内容
(1) 現在の建築設計標準に対するご意見	現在の建築設計標準に対し、使いやすさ・読みやすさの観点から改善すべき事項等について
(2) バリアフリー基準の見直しを踏まえた記載内容について	①駐車場【第2章2.2駐車場（p.2-57～66）】
	②便所・洗面所【第2章2.7便所・洗面所（p.2-110～150）】
	③劇場、競技場等の客席・観覧席【第2章2.11劇場、競技場等の客席・観覧席（p.2-203～214）】
	④その他 【上記①～③以外の頁について】
(3) 情報伝達に関するICTツール（情報通信技術）や福祉機器等の活用事例について	建築物を使いやすくするための、情報伝達に関するICTツール（情報通信技術）や福祉機器等の活用事例について
(4) 第3部 設計事例集について	①設計事例集を活用する場面について
	②掲載する事例や情報の過不足について

■使いやすさ・読みやすさの観点から改善すべき事項等

主な意見

- PDFのデータ上で「しおり」をつけるなど工夫することで、参照しやすくなるのではないかな
- 各項目をナンバリングして構造化すると、取り扱いやすくなるのではないかな
- WEBページとしてシステムを構築してはどうか
- 第3部 設計事例集について、掲載事例の各建物における各種バリアフリー対応が一目でわかるようにアイコンや表などで表示するなど、対応がわかるように工夫して欲しい（目的とする事例に辿りやすくするため。）

2. 2 駐車場に関する主な意見【建築設計標準該当頁：第2章2.2駐車場（p.2-57～66）】

■車椅子使用者用駐車施設

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-59	空間の確保	・ 舗装に傾斜を設けるべきでない（水勾配を除き水平とする）ことを、さらに強調すべき ・ 舗装の勾配の数値（％）を明記すべき ・ 車の後方のスペースの整備を明記し、図を掲載すべき ・ 車の後方のスペースの奥行寸法の数値を記載すべき
（現在記載なし）	コインパーキング	・ 利用に支障しないフラップレスの駐車区画の整備を記載 ・ フラップは助手席側に設置することを記載すべき
P2-63	表示	・ 斜線の塗装をやめ、全面を青色塗装とすべき

■部品・設備等

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-61	発券機・精算機	・ 聴覚障害者が利用できる発券機・精算機の設置を必須とし、事例を掲載すべき ・ 車椅子使用者のインターホンの押しやすさ、駐車券やお金の入れやすさ、事前精算から出庫まで時間がかかることへの配慮について記載すべき ・ ICTツール（スマートホンやアプリによる決済など）を活用した事例を掲載してはどうか

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注）主な意見・追記すべき事項等については、今後、改正への反映・追記を検討するものであり、必ず反映・追記されるものではありません。

2. 2 駐車場に関する主な意見

【建築設計標準該当頁：第2章2.2駐車場（p.2-57～66）】

■ 部品・設備等

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-61	EV充電施設	「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」を踏まえた内容を記載すべき 参考： https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000351.html

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注) 主な意見・追記すべき事項等については、今後、改正への反映・追記を検討するものであり、必ず反映・追記されるものではありません。

2. 7 便房・洗面所に関する主な意見

■ 共通事項

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-112	機能分散	・ 「誰でもトイレ」の呼称を避けることを明記すべき
P2-121	非常警報	・ フラッシュライト等の警報装置の設置が「望ましい」とあるが、必須となるような表現とすべき
P2-122	案内表示	・ 各階の案内図に便房の機能を表示することを記載すべき
P2-130	部品、設備等	・ 操作部の点字表示に加えて、音声による操作案内を整備することを記載すべき

■ 車椅子使用者用便房

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-136	戸の形式	・ 手動式引き戸の場合、袖壁側にも縦棒の手すり（鍵の操作に支障しない位置に設置）があると、戸を開ける際に役立つことを記載すべき
P2-137	部品・設備等	・ 鏡の前のスペースを確保すること、姿見（低い位置まで見える）の鏡を設置することが望ましいことを記載すべき
P2-138	部品・設備等	・ 怪我・事故防止のため、フックの先端を丸くすることを追記すべき
P2-139	部品・設備等	・ 大型ベッドの両サイドから介助できる短辺式を優先する記載としてほしい

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注）主な意見・追記すべき事項等については、今後、改正への反映・追記を検討するものであり、必ず反映・追記されるものではありません。

2. 7 便房・洗面所に関する主な意見

■車椅子使用者用便房

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-139	部品・設備等	大型ベッドの高さを60cmとしてほしい
(現在 記載なし)	—	- 配慮の足りない設計例の図とその理由を記載すべき - 車椅子から便座への移乗の動きや軌跡の図があるとよい

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注) 主な意見・追記すべき事項等については、今後、改正への反映・追記を検討するものであり、必ず反映・追記されるものではありません。

2. 11劇場、競技場等の客席・観覧席に関する主な意見

【建築設計標準該当頁：第2章2.11劇場、競技場等の客席・観覧席（p.2-203～214）】

■車椅子使用者用客席

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-203	設計のポイント	車椅子使用者用便房との位置関係について考慮すべきであることを記載してはどうか
P2-204	割合、位置	- 多様な席種から選択できるように配慮すべきと記載してはどうか - 通路に面する場所だけではなく、奥まった場所も含め、選択できることが望ましいことを記載すべき
P2-204	寸法	ストレッチャータイプ等の場合、奥行きは150cmが必要であることを記載すべき（現在は140cm以上と記載）
P2-204	サイトライン	- 映画館におけるスクリーンに対する視野角（左右角、仰角など）の目安を提示してはどうか - 大型の車椅子の場合、車椅子使用者の背後の客席の人が見えづらくなることに留意したサイトラインの検討が必要であることを記載してはどうか
P2-206	同伴者用の客席又はスペース	様々なケースに柔軟に対応するため、可動の椅子席を推奨すること、家族連れの場合も想定した客席も用意すべきであることを記載してはどうか
（現在は記載なし）	部品・設備	人工呼吸器や電動車椅子の充電のため、コンセントを設置すべきであることを記載してはどうか

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注）主な意見・追記すべき事項等については、今後、改正への反映・追記を検討するものであり、必ず反映・追記されるものではありません。

2. 11 劇場、競技場等の客席・観覧席に関する主な意見

【建築設計標準該当頁：第2章2.11劇場、競技場等の客席・観覧席（p.2-203～214）】

■音声・画像等による情報提供

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-212	—	「望ましい」と記述されている聴覚障害者等の観劇・観覧等への配慮について、新設、改装されるときに必須とされるような文章表現とすべき

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注) 主な意見・追記すべき事項等については、今後、改正への反映・追記を検討するものであり、必ず反映・追記されるものではありません。

その他の主な意見（第2部第1章に関すること）

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
用語の定義	—	義務基準と誘導基準の用語の定義をわかりやすく記載してほしい
共通	残念な事例について	障害のある方がどのように困っているかを把握できるように、残念な事例をイラストなどで記載すべき
P2-2 P2-3他	利用者の特性と建築的対応	- 発達障害で読字障害の場合、音声ガイドが重要であることを記載すべき - 音声伝送性能の確保や落ち着いた環境づくりのために「吸音」が必要であることを示すべき（具体的な記載の提案あり）
P2-8	ソフト面の支援	- ソフト面における人的サポートと育成に関する体制整備やハードとソフトの双方を活かす取組が重要であることを記載すべき - 車椅子使用者用客席は、介助の状態によって、中央や端がよいなど、ニーズが異なることがあることを記載すべき - 駐車場について、管理者への問い合わせ先（電話番号）を掲示すべきであることを記載してはどうか - 車椅子使用者用駐車施設に不適正利用防止のカラーコーンを配置する際は、作業手段の取り決めや連絡用インターホンのメンテナンスが必要であることを記載すべき

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注）主な意見・追記すべき事項等については、今後、改正への反映・追記を検討するものであり、必ず反映・追記されるものではありません。

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-47	2.1敷地内の通路	敷地内の歩道の横断勾配を1/100以下（道路の移動円滑化基準と同等）とすることについて、記載すべき
P2-50	2.1敷地内の通路	段がある部分の手すりを水平に45cm延長することについて、図（階段と人と手すりの端部の位置関係を示すもの）があるとよい
P2-97	2.6.1エレベーターの設計標準	- 行き先階を入力する操作盤への対応について、参考となる事例を掲載すべき - 大型公共施設においては、優先/専用エレベーターの設置台数を増やすことを記載すべき
P2-106	2.6.2エスカレーター的设计標準	視覚障害者誘導用ブロック等によるエスカレーターへの誘導を推進する内容を記載してほしい

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注）主な意見・追記すべき事項等については、今後、改正への反映・追記を検討するものであり、必ず反映・追記されるものではありません。

その他の主な意見（第2部第2章 単位空間に関すること）

該当頁※	項目※	主な意見・追記すべき事項等
P2-236	2. 13避難設備	- 光警報装置（フラッシュライト等）は、視覚過敏があると光量によっては「明るすぎる」ため、光量の調節機能で対応できると望ましいことを記載してはどうか - 緊急時の伝達は音量が大きすぎたり、光の明暗は激しいなど、過剰にならない配慮が必要であることを記載してはどうか（発達障害）
P2-243	2. 14造作・機器	段差解消機などについて、海外製の電動車いすでも利用可能な耐荷重とすることを記載してほしい
（現在掲載なし）	—	カームダウンスペースや、センサリールームについても事例をもとに設計のポイントが示せるとよい

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注）主な意見・追記すべき事項等については、今後、改正への反映・追記を検討するものであり、必ず反映・追記されるものではありません。

第3部 設計事例集についての主な意見

掲載する事例や情報の過不足に関する意見

項目	掲載する事例や情報の過不足に関する主な意見の内容
事例の追加	・ 大規模改修等により、義務基準に対応した駐車場の事例
	・ 多くの住民が使用する公共施設（庁舎、学校、図書館・博物館・美術館など）や国公立病院の事例

※ 該当頁・項目については、事務局において再整理したもの

注) 主な意見については、今後、改正への反映を検討するものであり、必ず反映されるものではありません。

建築設計標準 主な改正内容（案）について

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

- 様々な利用者特性と建築的対応についての理解が進むよう、「利用者の特性に対する建築的対応」についての内容の更新や充実を検討する。
- 視覚障害者や聴覚障害者等の特性に応じたきめ細かいバリアフリー化を促進すべく、整備されたハードを補完するICT（情報通信技術）や福祉機器といったツールの活用方法等について内容の充実を検討する。

1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

- 建築主や設計者が基本構想～基本・実施設計～施工～供用開始の各段階で、何を検討すべきかわかりやすくなるよう、内容を再整理する。

建築設計標準（令和3[2021]年3月版） 目次	
建築設計標準の主旨と今回の改正について	
第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について	
1. 1	バリアフリー法の概要
1. 2	建築物におけるバリアフリー法への対応
第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	
第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について	
1. 1	高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方
1. 2	建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント
第2章 単位空間等の設計	
2. 0	第2章の見方
2. 1	敷地内の通路
2. 2	駐車場
2. 3	建築物の出入口
2. 4	屋内の通路
2. 5	階段
2. 6	エレベーター・エスカレーター
2. 7	便所・洗面所
2. 8	利用居室の出入口
2. 9	客室
2. 10	浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室
2. 11	劇場、競技場等の客席・観覧席
2. 12	店舗内部
2. 13	避難設備・施設
2. 14	造作・機器
2. 15	写真の出典
第3章 基本寸法等	
3. 1	主要寸法の基本的な考え方
3. 2	車椅子使用者の寸法
3. 3	杖使用者の寸法
3. 4	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について
3. 5	便房内操作部の器具配置の概要
3. 6	段差解消機関連告示
3. 7	案内用図記号
3. 8	国際シンボルマークの形状及び使用
3. 9	床の滑り
第3部 設計事例集	
付 録	

2. 2 駐車場

- ・ 車椅子使用者用駐車施設の設置数の基準の見直しを反映する。
- ・ 主に以下に関する内容の更新・充実化を検討する。
 - 車椅子使用者用駐車施設の空間の確保（幅・奥行き）、案内表示
 - 優先駐車区画の設置
 - 発券機・精算機

2. 7 便所、洗面所

- ・ 車椅子使用者用便所の設置数の基準の見直しを反映する。
- ・ 基準の見直しを踏まえた上で、施設の用途・規模を踏まえた車椅子使用者用便所の適正な配置、便所の設備・機能の分散等についての内容の更新・充実化を検討する。
- ・ 主に以下に関する内容の更新・充実化を検討する。
 - 非常警報（聴覚障害者への対応）
 - 案内表示・標識
 - 部品・設備

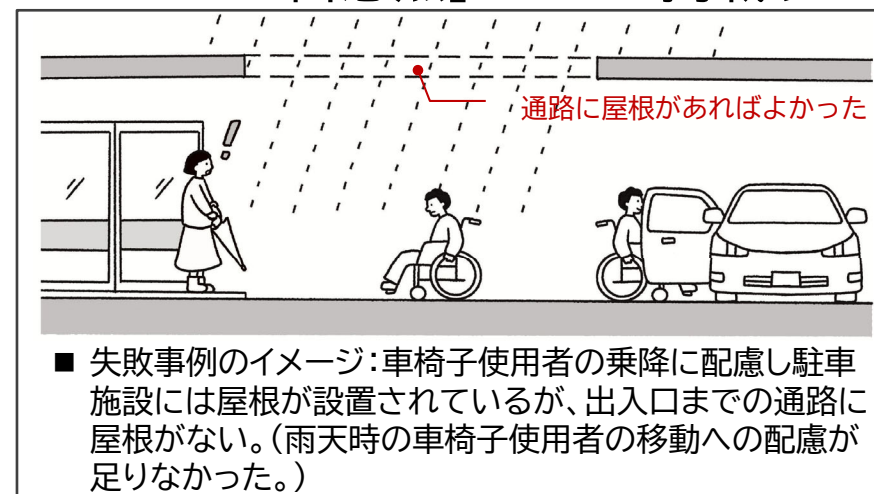
2.1.1 劇場、競技場等の客席・観覧席

- ・ 車椅子使用者用客席の設置数等の基準の見直しを反映する。
- ・ 主に以下に関する内容の更新・充実化を検討する。
 - 車椅子使用者用客席のサイトライン確保、分散配置、同伴者用の客席又はスペースの確保※
 - エンハンスシート
 - 音声・画像等による情報提供
 - 楽屋・控室等

※サイトラインの確保等に係る検討WGの検討結果を踏まえて更新・充実化を検討

●その他の単位空間等

- ・ 学識委員や各団体からの意見、他の基準や参考となる情報の提供等を踏まえ、2.2、2.7、2.1.1以外の単位空間に係る内容の更新・充実化を検討する。
- ・ 過年度のFU会議で報告した、バリアフリーに配慮して設計を行っているものの当事者ニーズを正確に捉えきれずに利用しづらい整備がなされている事例（失敗事例）について、主なものを「留意点」として掲載する。



第2部第3章 基本寸法等

- 関連する情報が見やすくなり、様々な利用者特性と建築的対応についての理解が進むよう、3. 1～3. 3の内容を「第2部第1章 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方」に組み込む。

第3部 設計事例集

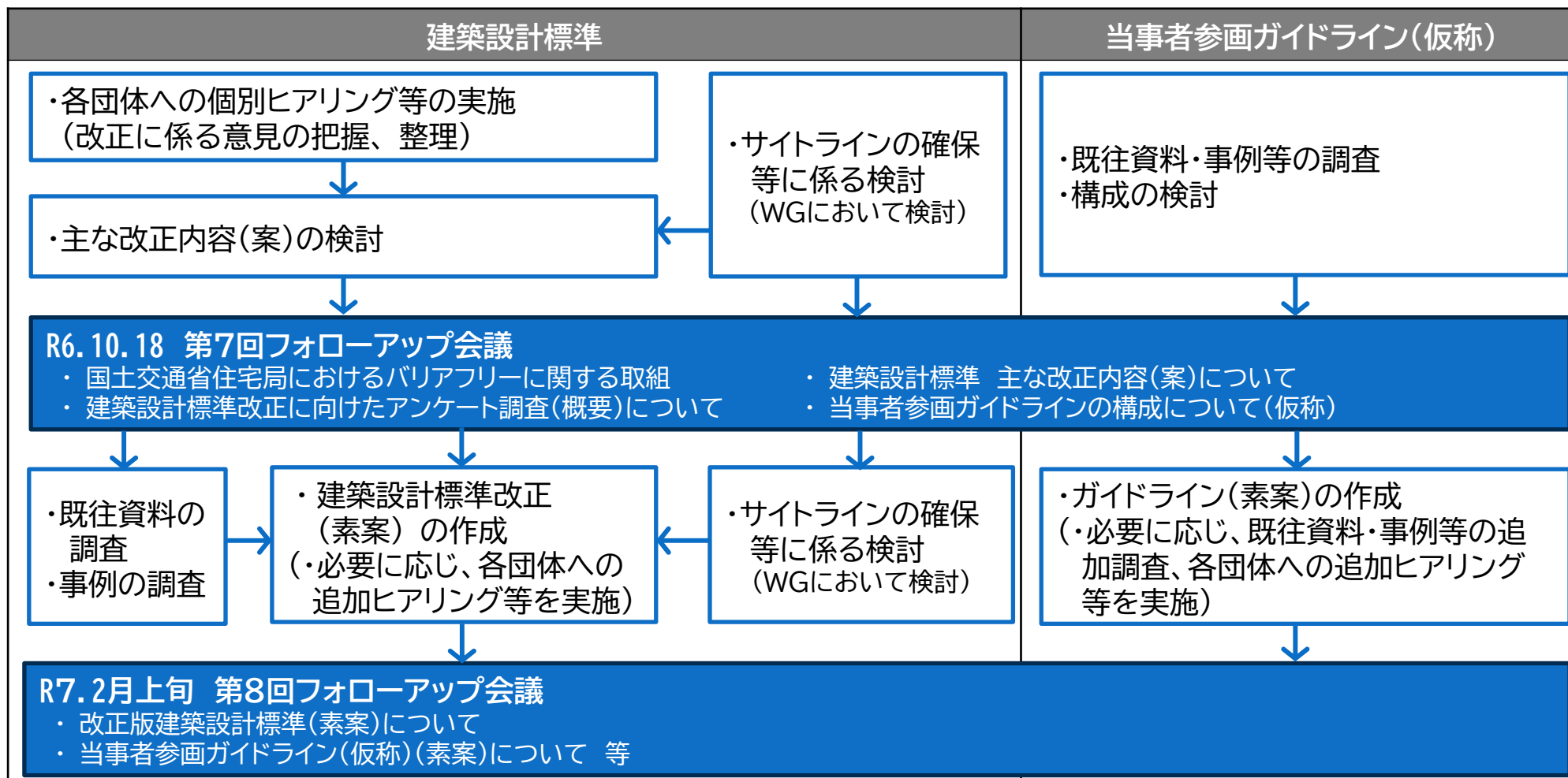
- 最新事例の追加・更新をしやすいするため、「第3部 設計事例集」は、建築設計標準の別冊とし、国交省のHPに掲載する。

その他に、PDFの章・節の表題に色を取り入れる、PDFのしおり機能を活用するなど、目的の頁を検索しやすくするための工夫を行う。

建築設計標準（令和3〔2021〕年3月版） 目次	
建築設計標準の主旨と今回の改正について	
第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について	
1. 1	バリアフリー法の概要
1. 2	建築物におけるバリアフリー法への対応
第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	
第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について	
1. 1	高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方
1. 2	建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント
第2章 単位空間等の設計	
2. 0	第2章の見方
2. 1	敷地内の通路
2. 2	駐車場
2. 3	建築物の出入口
2. 4	屋内の通路
2. 5	階段
2. 6	エレベーター・エスカレーター
2. 7	便所・洗面所
2. 8	利用居室の出入口
2. 9	客室
2. 10	浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室
2. 11	劇場、競技場等の客席・観覧席
2. 12	店舗内部
2. 13	避難設備・施設
2. 14	造作・機器
2. 15	写真の出典
第3章 基本寸法等	
3. 1	主要寸法の基本的な考え方
3. 2	車椅子使用者の寸法
3. 3	杖使用者の寸法
3. 4	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について
3. 5	便房内操作部の器具配置の概要
3. 6	段差解消機関連告示
3. 7	案内用図記号
3. 8	国際シンボルマークの形状及び使用
3. 9	床の滑り
第3部 設計事例集	
付 録	

検討スケジュール (案)

- 「建築設計標準の改正に向けた基本的な考え方」を踏まえ、個別ヒアリング及びフォローアップ会議での意見交換を通じて、令和7(2025)年春に建築設計標準の改正等を行う。



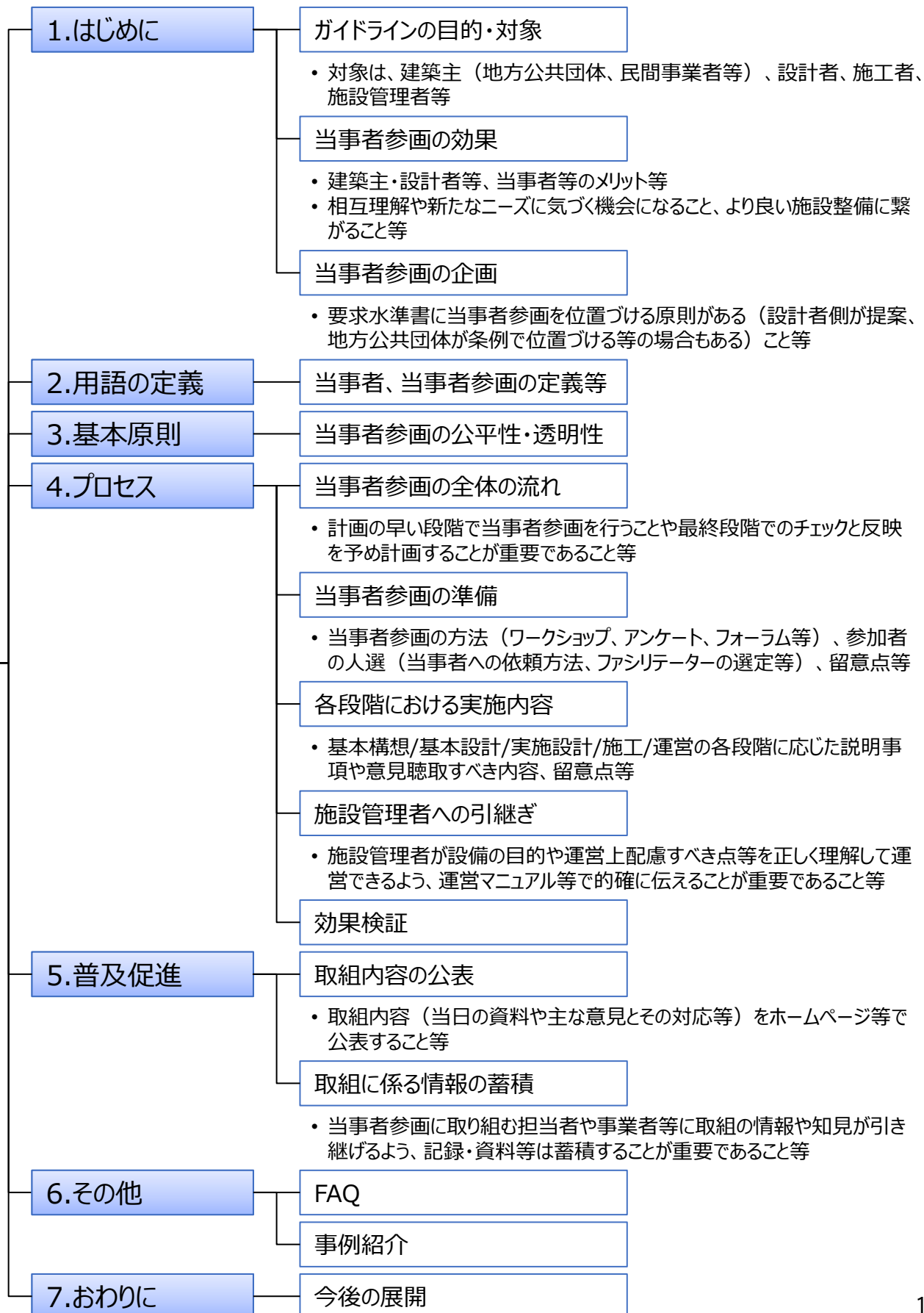
パブリックコメントを実施のうえ、以下の2点を策定

- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(改正)
- 当事者参画ガイドライン(仮称)(新規策定)

当事者参画ガイドライン（仮称） の構成について

誰もが快適に利用できる建築ストックの形成を促進するため、施設整備等に対する当事者の多様なニーズに適切に対応するための基本原則、プロセス等を示す当事者参画ガイドライン（仮称）を作成する。

当事者参画ガイドライン（仮称）



高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議（第6回）
議事要旨

■日 時 2024（令和6）年2月16日（金） 10:00～12:00

■場 所 （一社）国土技術研究センター 7階会議室+WEB 会議形式

1. 開会

- ・ 事務局より、資料1-1 本日の欠席委員の確認。
- ・ 事務局より、日本ホテル協会委員の交代を紹介。

2. 議事

（1）前回会議における意見（概要）について（資料1-2）

以下の資料について、事務局より説明

➤ 資料1-2 前回会議における意見（概要）について

（2）建築物のバリアフリー化に関する取組事例（資料2）

以下の資料について、佐賀県SAGAサンライズパーク整備推進課より説明

➤ 資料2 SAGA サンライズパーク整備事業 ～SAGA アリーナの整備～

【佐賀県】

- ・ 資料2 SAGAサンライズパーク整備事業 ～SAGAアリーナの整備～について、紹介します。
- ・ 資料2 p「SAGAサンライズパークの位置」について、佐賀県のほぼ中央に位置しており、佐賀市のJR佐賀駅から北側に約1.2kmほどのところにSAGAサンライズパークはあります。
- ・ 資料3 p、各方面からのアクセスについて、福岡市からのアクセスは、JRで博多駅から佐賀駅まで、そこから徒歩となり、全体で40～50分ほどでSAGAサンライズパークに到着できる距離です。高速バスでは、福岡市中心にある西鉄天神高速バスターミナルから高速バスで約1時間ほどの距離感です。
- ・ 資料4 p「新時代のエンターテインメントアリーナが、佐賀に誕生！」について、新時代のエンターテインメントアリーナということで、昨年5月13日にグランドオープン、誕生しました。SAGAアリーナ・防災拠点施設について、床面積は約29,800㎡、構造は鉄骨造、地上4階建、観客席数はメインアリーナが約8,400席の固定席、隣にあるサブアリーナに約450席があります。メインアリーナは、コンクリートの床面で、スポーツ競技を行うときは、その競技に合わせてポータブルフロアを設置して使うようになっています。主な設備として、センタービジョン、壁面大型ビジョン、リボンビジョン、高密度Wi-Fiなど、いろいろな興行を行う施設のため、各種設備を取り揃えています。
- ・ 資料5 p「新時代のエンターテインメントアリーナ」について、主な特徴として、3つの大型ビジョンを標準装備する他、観客席の勾配が35°のすり鉢状の観客席になっています。これは興行施設、見るための施設ということに重きを置いており、すべての観客席からフロア面が近くなるようにといった工夫を凝らした観客席の配置です。ドリンクホルダーを全席に設置、女性トイレも最大164か所と非常に多くのトイレ数を設けています。

- ・ メインアリーナ（約8,400席）については、「国内最多のバリエーション」を準備しています。一例をご紹介しますが、車椅子席も当然整備していますし、そのほかにペアシート、カウンター席、大きな特徴としての升席、あるいはボックス席、ファミリー席ということで、いろいろな方々が、いろいろな楽しみ方でお使い頂ける観客席を準備しています。
- ・ 「プレミアムフロア」について、3階がすべてプレミアムフロアで、いわゆるVIPのフロアになっています。スポーツホスピタリティに十分配慮をした施設になっており、ラウンジやプライベート個室など多彩な部屋を設置しています。
- ・ 資料6p「日常と非日常の交差点、スポーツをする人もしない人も、平日も休日も、それぞれのスタイルで楽しめる」について、SAGAアリーナがあるSAGAサンライズパークについて、日常と非日常が交差するという施設を目指して今回パークの整備をしています。左側にSAGAアリーナ、右側にSAGAアクア（水泳場）、その手前にSAGAスタジアム（陸上競技場）がある各種運動施設に今回アリーナが新たに加わり、いろいろな施設がSAGAサンライズパークのエリアにあります。
- ・ 日常と非日常の交差点ということで、アリーナでは非日常的の様々なイベントが行われますし、日常としてはSAGAアクア、SAGAスタジアムといった運動施設で、各競技者の方々の練習や試合で使われています。パークテラスというカフェ等の各種テナントが張りついたエリアも今回新たに新設しました。真ん中には「ランニングループ」という3種類の楽しみ方ができるランニングコースを日常的に県民の皆さま方がお使い頂ける施設として、今回新たに生まれ変わらせました。「仕事帰りにナイトラン！」と書いてあるように、夜もライトアップされた幻想的な空間で皆様がランニングを楽しめるランニングコースになっています。
- ・ 資料7p「新たな歴史をつくる！SAGAアリーナ」について、昨年5月13日にグランドオープンし、本日までにいろいろなイベントを行いました。例えば6月17日にB'zさん、7月29日からは松任谷由実さんにコンサートツアーでお越し頂きました。年末には、佐賀バルナーズという佐賀のチームと、横浜のチームがSAGAアリーナで試合をし、約8,591人という最大観客数を動員し年末に熱い試合を繰り広げて頂きました。つい先月には、羽生結弦さんのアイスショーとして、全国で3会場の一つとしてSAGAアリーナを選んで頂き、羽生結弦さんのツアーを行って頂きました。
- ・ 資料8p「すべての人にとって使いやすいアリーナとなるための取組（一例）」について、SAGAアリーナでは、すべての人にとって使いやすいアリーナを目指し、整備を進めました。その取組の一例を簡単にまとめています。まず「『ハード』の取組」について、大きく3つの視点で今回の特徴をまとめています。まず、＜施設計画のポイント＞について、設計・施工段階で各関係者・団体の皆さま方にいろいろなヒアリング、あるいは意見交換も数回にわたって実施させて頂きました。また、全国のバリアフリーの優良施設の見学を行ったり、参考となる事例を積極的にこのSAGAアリーナに導入をさせて頂きました。そういったところが施設計画のポイントと思っています。
- ・ 次に＜運用開始後の取組＞について、5月13日にグランドオープン以降、いろいろな方々にお使い頂く中で、ご意見やご要望等を頂いており、真摯にお話をお聞きして、既にいろいろな改善を行っております。例えば視覚障害者誘導用ブロックをこのラインにも追加してもらいたいというようなご意見を踏まえて追加の設置をしたり、あるいは館内の誘導サインがわか

りづらい、ここに追加したほうが誘導しやすいといったご意見を踏まえてサインを追加したり、表示内容の見直しを行ったりしています。各論としては、車椅子の方々が使える広々の便所の中のレバーハンドルについて、付けていたものが小さかったことについて、レバーハンドルを長くすればいろいろな方々、手の不自由の方も使うことができるという意見を踏まえ、長いものに取り替えをさせて頂くなどの改善もしております。

- ・ <今後の取組方針>として、施設を運用していく上で、現場での「気づき」や、利用者からのご意見等を踏まえ、引き続き、使い勝手部分のアップデートを行っていききたいと、そういう方針で進めていく予定です。
- ・ このアリーナの特徴を3つの視点で簡単にまとめています。「一般利用者の視点」として、例えば様々な高齢者、障害者等の方々がご利用頂ける様々なトイレを合計19か所程度整備しました。あるいはオストメイト設備や多目的シートなどを箇所ごとに設置し、機能分散を取り入れています。
- ・ 「観客の視点」として、アリーナ全体で約8,400席の固定席の中のうち、十分な数の車椅子として約100席ほど設置し、割合で約1.2%程度になります。車椅子席にはコンセントを設置し、車椅子席、全席に試合やコンサートを見ながら食事等できるようなカウンターテーブルを設置しています。施設をお使い頂いている方々が少し気を休めたいとか、休憩をされたいといった場合に、個室で休めるようなカームダウン・クールダウンルームも設置しています。
- ・ 「競技者の視点」として、競技者の方々には、障害をお持ちの方、車椅子の競技をされている方が多くいて、そういった方々の利用に対して、車椅子競技のアスリートの方の利用を想定した十分な広さの控室（ロッカールーム）を4部屋設置しているなど、このようなところに重点を置いて整備を進めています。
- ・ 資料9p「すべての人にとって使いやすいアリーナとなるための取組（一例）」について、<ソフトの取組①>として、佐賀県では「さが現場の声と想いをつなぐ懇談会」を定期的に開催しています。これは、医療、福祉の現場の第一線で働かれている方々にSAGAアリーナを体感頂き、様々な方々の想いに寄り添った場となっているか、また、様々な方々の想いを実現できる場となるためにどのように取り組んでいくのかについて、ご意見を頂き、今後の施設のアップデートに反映、参考とさせて頂くという取組となります。
- ・ <取組②>として、Bリーグの佐賀バルーンズの試合に障害者の方々をモニター観戦ツアーにご招待しています。これは、グラウンドオープン直後の佐賀バルーンズの試合に障害者の方々をご招待して、ご観戦頂く中で、各種設備の使い勝手やサインのあり方等についてのご意見を頂き、今後の施設改修の参考にするという取組となります。
- ・ <取組③>として、「さがすたいる」という取組を実施しています。これは、佐賀県で今力を入れている取組で、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、みんながお互いの想いに寄り添い、自然に支え合う、そんな佐賀らしいやさしさのカタチを目指している取組になります。佐賀県では、誰もが安心して暮らしていけるすべての人にやさしいまちづくりの実現に力を入れています。具体的事例として、<取組③>にあるように、「さがすたいる」を広める広報番組「さがすたいるで待ち合わせ」で情報を発信しています。これは、佐賀県内の様々な当事者の方々に番組にご出演頂き、例えばSAGAアリーナでこういったやさしさのカタチが実現できているか、もしくはこういったやさしさのカタチが今後必要かなどを番

組の中で対談方式でご紹介をさせて頂く取組となります。

- ・ 資料10p「SSP（SAGAスポーツピラミッド）構想 「する」「育てる」「観る」「支える」」について、佐賀県で力を入れているスポーツ関係の取組として、SSP（SAGAスポーツピラミッド）構想があります。これは、佐賀から世界へ挑戦するアスリートをみんなで育てていくという取組です。また、スポーツ文化の裾野を拡大するという事で、三角形のピラミッドが全体的に大きくなるような、そういった取組に力を入れております。
- ・ 資料11p「SAGA2024は新しい大会 ～すべての人にスポーツの力を～」について、令和6年（2024年）秋に、SAGA2024という新しい大会が佐賀で行われます。「すべての人にスポーツの力を」というネーミングで、「体育」から「スポーツ」に変わる新しい大会です。前代未聞の大会をつくる挑戦を行っております。昨年までは国体ということで、各地方で行われていましたが、今年の佐賀からは「国民スポーツ大会」という名称に変わります。併せて全国障害者スポーツ大会も「SAGA2024」として佐賀で行う予定になっています。
- ・ 資料12p「国スポ・全障スポの閉会式をアリーナで開催！」について、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の閉会式をSAGAアリーナで開催する予定です。佐賀のスポーツシーンを象徴するSAGAアリーナでSAGA2024のグランドフィナーレを行います。
- ・ 資料13p「国スポ・全障スポの閉会室をアリーナで開催」について、国民スポーツ大会は10月5日が総合開会式（SAGAスタジアム）、10月15日が総合閉会式（SAGAアリーナ）、全国障害者スポーツ大会は10月26日が開会式（SAGAスタジアム）、10月28日が閉会式（SAGAアリーナ）という予定で、今年佐賀でスポーツを盛り上げていくことになっています。
- ・ 簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 大変すばらしい取組をされているという報告でした。ご説明ありがとうございました。
- ・ ここだけは聞いておきたいということがありましたら、委員の皆さま方からご意見、ご質問を頂けますでしょうか。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ 丁寧なご説明、ありがとうございます。また、すばらしい取組、ご説明を頂きましてありがとうございました。私からは大きく2つご質問させて頂きたいと思います。まず1つが、ハード面の設備を拡充したということで、視覚障害者誘導用ブロックを必要なところに整備されたということですが、図面上ではあったのかもしれませんが、言葉でどういうところに敷設されたか、補足をして頂ければと思います。
- ・ もう一点が、せっかくここまですばらしい設備、いろいろ配慮されたところであるので、ここを利用する主催の方にこういった形で情報提供しているか、あるいはこういった配慮が必要だということを伝えているのか、マニュアルのようなものを整備しているとか、説明する機会を設けているとか、そういったところの取組がもしありましたら、教えて頂ければと思います。

【東京大学 松田委員】

- ・ 伺いたかった内容が、今、三宅委員が発言された内容と全く同じことですので、併せてご回答頂ければと思います。

【全国公立文化施設協会 間瀬委員】

- ・ 運営について、指定管理者を導入されているのか、運営の主体はどこで、行政とどういう関係があるのか、その辺を伺いたと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 視覚障害者のブロックについて、どんなところに敷設したのかということと、運用開始後、追加で敷設した場所も教えて頂けたらと思います。また、主催者への情報提供の仕方、運営の方式についてもお願いします。

【佐賀県】

- ・ 1つ目の視覚障害者誘導用ブロックの追加設置について、アリーナのご説明のところで記載しています。SAGAアリーナの奥のほうに、SAGAアクアという水泳場があり、アリーナの手前の国道の歩道から視覚障害者誘導用ブロックがアリーナの1階の受付のほうに敷設されています。そのブロックがそこでとまってしまっていたという問題があり、その奥のSAGAアクアのほうまで誘導すべきだというご意見を頂きました。そこでSAGAアリーナから分岐して、その奥にあるSAGAアクア・水泳場まで視覚障害者誘導用ブロックを延長するという改善を、実はまさに今行っているところです。また、アリーナだけではなく、その先にある他の施設への誘導も追加をさせて頂きました。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ アリーナの中は、基本的にどんなところまで敷設されているかも、簡単に教えて頂けますか。

【佐賀県】

- ・ アリーナの中は、1階のすぐ手前に受付があり、国道の歩道から敷地内に分岐した視覚障害者誘導用ブロックが建物の中に最短距離のところにある受付のカウンターの前まで敷設されています。
- ・ 2つ目、主催者の方にいろいろな情報をどうやって提供しているかといったご質問だったかと思います。運営は指定管理者が行っているのですが、指定管理者といろいろな意見交換をしながら、指定管理者のほうでも施設を利用される方向けのバリアフリーマニュアルを今後整備をされる予定と聞いています。まだ完全には準備しきれていないのが実情です。施設はグランドオープンして、いろいろな方々にお使い頂いているので、少しでも早く速やかに、情報提供のツールの準備が必要という認識をしているところです。
- ・ 先ほどご紹介した「さがすたいる」に佐賀県は力を入れています、「さがすたいる」の中では、ホームページで県内の各施設や、バリアフリー関連の情報を提供しています。それに合わせて、非常に多くの不特定多数の方々に来られるSAGAアリーナに関しては、必要となる情報をまた改めてまとめ直す必要があるという認識をしておるところです。
- ・ 次に3つ目のご質問については、先ほど申し上げた通り、運営は指定管理者制度で指定管理者の方々に担って頂いております。

【全国手をつなぐ育成会連合会 大谷委員】

- ・ とてもいい施設だなと思って見させて頂きました。私たちは知的障害者の団体なのですが、一般的に国体等は別として、地域の障害者団体、県単位でそこを使うということが可能なのか。見る視点ということでいろいろな設備等があるのはすばらしいと思うのですが、使うほうについても考えているのか。地域の障害者団体がそこを使う場合など、金額面の問題も含

めて使用を想定されているのかお尋ねしたいと思います。

【建築研究所 布田委員】

- ・ ご説明、ありがとうございます。このような大きな競技場は防災拠点としての役割が求められることが多いと思います。通し番号の12ページにも、「防災拠点施設」と書かれていますが、この施設の中で特徴的な設備、用意はあるのでしょうか。今後のことでもいいのですが、例えば防災拠点としての取組があればご紹介頂ければと思います。

【全日本ろうあ連盟 深川委員】

- ・ SAGAアリーナの取組のご説明ありがとうございます。すごく見学に行きたいなと思っています。ハード面の取組なのですが、利用者視点、観客の視点、エレベーターなどいろいろ設置されていると書かれており、わかりやすいマークであるとか、緊急のアラームなどを表示する電光掲示板のようなものが付いているというのは本当に素晴らしいと思います。
- ・ 障害者の当事者団体を招いて見学会や意見交換をなさったと思うのですが、その中に聴覚障害の当事者団体も入ってますでしょうか。特に意見がなかったのか、あったのか、その辺がわからなかったので、お聞きできたらと思います。
- ・ 「さがすたいる」も素晴らしい取組と思いました。ハードの面だけではなくて、ソフト面も本当に大事だと思うのです。聴覚障害者は見てもすぐに障害者だと気づいてもらえませんが、どんな支援が必要なのか、皆さんにわかって頂けないのです。私だけではなくて、ほかの障害をお持ちの方もそうなのかなと思うのですが、いろいろなコミュニケーションをどうすればいいのか、マニュアルに書かれているだけではわかりづらいかなと思います。能登半島地震が起きましたが、それだけではなくて、東日本大震災のときもそうだったのですが、震災が起きた後、避難所で長いこと暮らすことを強いられる。そのときに完全に孤立してしまうという事例が多発しております。聞こえる方々は避難生活でも周りの人たちと話ができるので、避難所の中で仲良くなったりお互い助け合ったりできると思うのですが、聴覚障害があると、周りの人たちになかなかお願いができない。周りの人たちも大変苦労されているのを見ると、遠慮してしまって、声をかけづらいという状況が起きてしまいます。
- ・ 対応方法の研修みたいなものを作って頂けるとありがたいと思います。「さがすたいる」の研修について教えて頂ければと思います。防災拠点になるというお話もありましたので、ぜひ、その辺のことがどうなのか、ハード面ではなく、人に対する研修という面、それをぜひやって頂きたいと思って質問をさせて頂きました。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 1つは、知的障害者はじめ地域の障害者団体が使えるのかどうかについて、お金の話もあるかと思います。もう一つは、防災拠点の取組の現状について、何か特徴があるのかどうか。聴覚障害者の方々も含めて、防災の観点から、あるいは避難所の運営の観点から何か取り組まれているかどうかということについて、お願いします。

【佐賀県】

- ・ いろいろなご意見、ありがとうございます。まず、障害者の団体の方々が施設を使われるかについて、障害者のスポーツをされている方々に関しては、先ほども簡単に触れさせて頂きましたが、例えば車椅子のバスケット、車椅子競技、他の障害をお持ちの方々でスポーツを

されているアスリートの方々が、メインアリーナでもサブアリーナでも競技をできるように、あるいは競技がしやすくなるように、少し広めの控室があり、4部屋ある各控室には全て車椅子のままで入れるシャワールーム、トイレの機能を持たせています。控室の他、多目的更衣室を3つ設置しています。更衣室や、シャワー室の中にベッドを置いており、かなり広いスペースとして多目的更衣室があるので、競技をされている方々に対して、完全ではないのかもしれませんが、少しでも競技がしやすい環境を整備していると考えています。

- ・ また、観客の方々について、既にいろいろな障害者の団体の方々が観戦に来られていたり、あるいはほかの取組でアリーナを視察に来られたりしており、そういった方々と意見交換をしながら、先ほど申し上げたような、今後の改善に向けたご意見を頂いたりしています。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ つまり障害のある人はどなたでもスポーツをしようとすれば、グループや団体の方に貸すことはできると理解してよろしいでしょうか。

【佐賀県】

- ・ もちろんどなたでも使えます。会場使用料の問題はあるかもしれませんが、基本的にはどなたでもお使い頂ける施設になります。
- ・ 防災拠点に関するご質問について、SAGAアリーナは佐賀県の地域防災計画の中で、輸送極点に位置付けられています。SAGAアリーナの国道を挟んで向かい側に佐賀市の文化会館があり、そちらが避難所指定を受けております。それに合わせてSAGAアリーナは、輸送拠点としての防災拠点施設となりますが、佐賀市から第3次避難所の指定も受けています。そのため、SAGAアリーナの設備関係のスペックとしましては、非常時に3日間、連続で電源を確保、トイレ関係の設備として排水施設の容量3日間分の貯水が備わっている施設になります。
- ・ 最後に深川委員からご意見頂いた緊急時については、館内各所に30枚ぐらいのデジタルサイネージを設置しており、緊急時にはそのデジタルサイネージに一斉に案内を出せる設備になっています。そういった運用を考えているところです。
- ・ また、聴覚障害者について、資料8ページの「観客の視点」に記載しているように、観客席エリアにはFM補聴システムを今回導入し、設備として備えています。
- ・ 避難所で孤立が発生しているというお話も頂きました。確かに指定管理者も含めて、今後いろいろな課題もあるのかと思っています。具体的には県と指定管理者でそういった方々に、避難時に障害の内容に応じたどのような対応が必要なのかについては、今後詰めていく必要があると思っています。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ありがとうございます。時間の関係がありますので、申し訳ありませんけれども、一旦、SAGAアリーナについてのご質問、意見交換については終了させて頂いて、次の議題に移りたいと思います。

(3) 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGにおける検討状況（報告）（資料3）

以下の資料について、事務局より説明

- 資料3 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGでの検討状況（報告）

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ご説明、ありがとうございます。現在、基準の見直しについては進行中で、今後第4回WGも行われる予定です。これまでの状況報告でした。
- ・ 委員の方々の中には、この検討会WGに参加されている方も多数いらっしゃると思いますが、WGに参加されていない方々で何かご意見等あれば、まず先にご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

【全日本ろうあ連盟 深川委員】

- ・ SAGAアリーナもそうなのですが、検討WGの議論の中で、意見があったかどうか分かりませんが、聴覚障害者で聴導犬を連れている方がいます。視覚障害者でも盲導犬を連れている方がいます。この施設は補助犬を連れて一緒に行けるのかどうか、補助犬のスペースがあるのか、そのトイレもあるのか、そのあたりの記載がありませんので、心配になってお聞きしました。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 補助犬の方々が利用できるようなトイレについての議論は出ているのかどうか、あるいはそのスペースがあるのかどうかというご質問ですが、国交省より回答をお願いします。

【事務局 国土交通省】

- ・ 今回の基準見直しWGでは、車椅子使用者用の客席についての議論を進めているところですので、このWGの中では補助犬についての議論は今のところ出ておりません。建築設計標準、いわゆるガイドラインの中で、そういったスペースを確保することの検討が大事だということを書いてあります。建築設計標準の周知をする際に、補助犬についての周知などについても併せてやっていきたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ それでは、続きまして、「建築設計標準」の更なる充実に向けて、資料のご説明を事務局からお願いします。

(4) 「建築設計標準」の更なる充実化の方向性（資料4-1、4-2）

以下の資料について、それぞれ事務局より説明

- 資料4-1 利用者への配慮が足りない事例・優良事例等について
- 資料4-2 次年度の取組の方向性

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ご説明、ありがとうございます。最初に資料4-1の配慮が足りない事例、好事例について、ご質問等がありましたらお願いします。大丈夫でしょうか。
- ・ それでは、資料4-2の次年度の取組の方向性について、皆さま方からのご意見をできる限り多く頂きたいと思います。順番は問いませんので、よろしく願いいたします。

【東洋大学 菅原委員】

- ・ 事例の収集、大変貴重な情報が詰まっていると思います。これから設計標準のほうに反映されていくことになっていきますが、提案、意見としてお伝えしたいと思います。

- ・ 各事例について、なぜそれがいいのか、もしくはなぜそこがうまくいかなかったのか、その詳細をどれだけ設計標準の中に落とし込めるかがとても大事になってくると思います。例えばオールジェンダートイレやジェンダーレストイレに言及されているものがあり、男女共用トイレもありますが、この委員会の委員メンバーの中にはそういった団体はいないため、当事者のご意見を直接伺う機会がない。礼拝室についても、ユーザーの意見を直接この場で伺うのは難しいように思います。このようなものに対して、実際のユーザーとしての使い勝手や、ここはもうちょっと、という部分をいかに丁寧に反映できるかというのが大事になると考えます。
- ・ また、カームダウン・クールダウン室についても、いろいろな場所で整備が進んできたと思いますが、果たしてどれだけ使い勝手の良いものか、ないしはどういう場所にあると本当はもっといいのか、そのあたりは実際の研究も追いついていないところがあると思いますので、ユーザー側のご意見をどれだけ丁寧に捉えて、設計標準に反映できるか、その運用も加えて盛り込めるとよいと考えます。
- ・ 基準については、義務基準、誘導基準とも様々なご意見をどう集約していくかが非常に大事だと思いますが、なかなか反映しきれない部分や、宿題として残る部分は設計標準に盛り込むことになるのだらうと思います。このせめぎ合いのところを基準見直しの場でいかに議論できるかが鍵になってくると思います。明確なビジョンをお示しするのは難しいのですが、ぜひ丁寧に議論できていくとよいと考えます。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 好事例、配慮が足らない事例について、どうしてそうなったのか、どこがいいのかが具体的にわかると望ましいということ。オールジェンダートイレ、カームダウン・クールダウンなど、フォローアップ会議に参加されていないユーザーの意見集約の仕方についてのご提案。基準改正で基準の中に入っていない部分のフォローをどうするか、次年度に大切になるという提案がありました。
- ・ ご意見ということでお伺いしておいてよろしいでしょうか。

【東洋大学 菅原委員】

- ・ 意見で大丈夫です。

【DPI 日本会議 佐藤委員】

- ・ 2点提案があります。1つは小規模店舗のガイドラインをつくって頂きましたが、実際にそれを踏まえてつくったお店が出来てきているのではないかと思います。業界団体の方にご協力頂き、そういったお店があればこのWGの中で視察させて頂き、その結果を建築設計標準の好事例という形で加えていくということをぜひご検討頂きたいと思います。お店だけでなくホテルについて、全ての客室をユニバーサルデザインにする東京都の条例もつくられており、そういうホテルも実際に出来てきていますので、そういう視察も入れて頂けるとよいと思います。
- ・ 2点目は、当事者参画の事例をどんどんつくってほしいと思います。各地で少しずつ始まってきていますが、もっともっとそういう事例を蓄積させていく必要があると思います。建物でこれからつくるといふものがあれば、ぜひそこに当事者参画を取り入れて頂き、それをここのメンバーで加わってやっていくというような取組も検討して頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 小規模のガイドラインができてはいるわけですが、それを踏まえて実際にどの程度の成果、実績があるのか、もしあれば、そういうものを紹介して頂きながら、みんなで視察できないだろうかということです。
- ・ ホテルについても、自治体によっては小規模の単位での好事例が出てきていると思うので、そちらのほうも同じように視察して、それが設計標準のほうに反映されていくとよいというご提案です。
- ・ 当事者参画の事例を更に進めていくということ、国、あるいは委員の方々のアドバイス等も含めたような関わりができるといいのではないかとというご提案です。
- ・ ご意見ということでよろしいでしょうか。

【D P I 日本会議 佐藤委員】

- ・ 結構です。

【日本女子大 佐藤委員】

- ・ 次年度以降の取組に向けて、基準設定に直接関係することではなく、その周辺に関わるものとして2つほどコメントさせていただきます。
- ・ 1つ目は、今回トイレ、駐車場、車椅子観客席の義務基準のレベルアップを図ろうとしていて、それに伴って誘導基準もレベルアップするというストーリーになっていると思います。その誘導基準はこれまでと比べるとかなりバリアフリー性能を上げた設定になっていますので、計画認定に対していろいろな優遇措置が講じられますが、その優遇措置がこれまでと一緒にいいのかという議論も必要だと思います。そうしないと、義務基準のレベルが上がりますので、計画認定を取らなくてもいいのではないかと、そんな風潮にならないよう、より充実したインセンティブを設定していく必要があると感じました。
- ・ もう一つは、建物に付随する駐車場に対して障害者用駐車場の設置義務の数を増やそうとしていますが、最近、建物に付随している駐車場であっても、コインパーキング化しており、いわゆるバリアフリー法という路外駐車場的な扱いになっているところもあると思っています。路外駐車場の基準と今回の建物に付随する駐車場の基準と整合をとっていく必要があるのではないかと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 1つは基準設定で、特に検討WGでの基準設定が非常にレベルが高いものになってきているところで、現行の誘導基準の認定、インセンティブとどのように絡んでくるか、それに対する対応が必要ではないかということです。2つ目は駐車場のコインパーキングが増えてくると、路外駐車場と同じような枠組みになるのか、あるいは建物への付置駐車場としての縛りになるのかについての整合性についてかと思っています。
- ・ もしお答えできる範囲があれば、国土交通省の担当者から回答をお願いします。

【事務局 国土交通省】

- ・ インセンティブについては、まずは基準をつくってからの話になると思いますが、どういったものがあり得るのかについて、いろいろな意見を聞いていきたいと思っています。また、駐車場については、既に路外駐車場を担当しております街路交通施設課と現行の基準の中身について共有しております。建築物のほうの駐車場の基準が変われば、路外駐車場の基準につい

でも追随する方向で検討すると聞いています。

【日本建築家協会 木野内委員】

- ・ 資料取りまとめ、どうもありがとうございました。大変わかりやすい内容で、直感的に理解しやすい分析結果でした。今後の取組の方向性の全体像について、少し気になった点をコメントさせていただきます。
- ・ 今年度、トイレ、駐車場、客席といった非常に部分的な整備内容、その基準のあるべき定量化というのを試みたところで、その評価としてネガティブなフィードバック、ポジティブなフィードバックをいろいろコメント頂いてわかりやすかったです。施設の部分的な基準の解像度を上げるというのはとてもいいことだと思うのですが、次に進むときには、施設計画そのものに関わる内容、例えば平面計画、配置計画、もしくは断面計画、それに至る動線計画、または運用に関わる内容、そもそも施設のありようそのものについて、どういった施設はいいのか、どういった構成がみんなにとって使いやすいのか、そういったところの評価や理解をしていくということ、部分的な評価と合わせて建物全体のありようについての理解促進が必要になってくると思いました。特に劇場、ホテル、小規模店舗等というのは、典型的な標準形がなかなかなく、与条件によって様々なバリエーションが出てしまうので、そこを一律評価するのは難しいと思うのですが、みんなにとって使いやすいという施設のありようを目指すのであれば、そういったところについても踏み込んでいく必要があるのかと感じた次第です。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 施設全体のバリアフリー化についての考え方が変化しつつあるという感じがいたします。今の基準の検討でもそうですが、量から質になってくると、好事例の評価の仕方がまた変わってくるようになります。どのようなものが優良事例、好事例なのかにつながってくると思いますので、施設全体の計画のあり方、あるいは設備、配置計画、駐車施設も含めて大変重要だと思います。このあたりも建築設計標準のフォローアップ会議の中でしっかりと議論できるように組み立てていかなければいけないと感じました。
- ・ 建築物はたくさん用途、規模があり、それぞれ変わりますので、それに対するベストなものなかなかできませんが、よりベターなものにつなげていく取組ということかと思います。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- ・ 2点ほどお願いといいますか、意見をあげさせていただきます。まず1点目について、建築設計基準等々ハード面での充実はかなり進んでいる印象を持っております。非常にありがたいなと思っていますが、一方で、駐車場や公共の交通機関などからの動線をつなぐ視点、配慮、利便性、そういったことも今後入れて頂けると全体の議論がつながってくる内容になると思います。利用しやすい施設をつくったとしても、そこに至る移動経路がなければそこにたどり着けないということもあろうかと思っています。そういった視点も必要なのではないかと思います。
- ・ もう一点について、SAGAアリーナの先進的な取組、当事者参画ということで、様々な計画の中で当事者の方たちの意見を聞いて頂けるようなご配慮をありがとうございます。利用するユーザーの方々の意見をどのように反映していくのか。質の評価の視点についてご発言もありましたが、実際の障害者の団体の利用と、利用実態に合った意見集約、ぜひそういつ

たことを取り入れながら進めて頂きたい。また、当事者目線だけではなく、一般の利用の方々とともに利用することによって、障害理解につながっていく、ソフト面の職員教育だけではなく、そこに集った一般の方たちも、こういったものはなぜ設置をしておく必要があるのかとか、どういった方が利用されるのかなどを、障害特性別の利用ガイドなどの目につく形で、周辺の方たちの障害理解につながっていければ、更に利用が促進されるのではないかという考えを持っております。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 利用しやすい施設、あるいは設備をつくっていく際、公共交通を含めてどんなふうにつながっていくのか、動線の部分がより大切になるというご意見。これからのバリアフリー施設について、一般の利用者の方々との協働、あるいは評価、そういう機会が非常に重要だということ、先ほどのSAGAアリーナのケースもそうかと思いますが、それが多様な人たちの理解につながっていくというようなご指摘でした。

【全国手をつなぐ育成会連合会 大谷委員】

- ・ バリアフリーが進むということは、逆に言えば、一般の方もそれに慣れてくると使いやすくなってくる。また、そこから次のステップアップにつながってくると思いますので、ぜひとも進めて頂きたいと思います。
- ・ 駐車場に関して、ハートフルというのも多くできております。車椅子用のものと区分けの部分をはっきりしないと、問題が出てくる。また、駐車場の有料タイプが最近増えています、その中に車椅子用の駐車場が幾つか設けてある場合があります。台数が50台でも車椅子用を別枠でとっていないため、ゲートは50台分開くことになります。そうすると入ったはいいが、一般の方が停めるところがないので、障害者枠に停めるということもあるようです。ゲートがある場合、台数をどのように取り扱っているのか、一般車両として入り、障害者枠の部分はあいているが停めるところがないというような状況に対するルールづくり、基準についても今後考えて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 駐車場が2%以上になって拡大をしていくことが想定されますが、そのときに一般の方々の運営の仕方、駐車場を管理する立場の方々へのルール化、管理者への講習・研修等が重要だと思います。もう一つは、車椅子使用者とそれ以外の少し優先的に利用する、国ではダブルスペースという表現でパーキング・パーミット制度等を全国で展開されていることについて、明確な運用をしてほしいというご意見を頂きました。
- ・ 日本ホテル協会の小林委員、初めて参加されて、資料を見ることで手いっぱいだったかと思いますが、意見交換等のフォローアップ会議のご感想、あるいは資料についてのご質問等ありましたらお願いします。

【日本ホテル協会 小林委員】

- ・ 指名して頂きまして、ありがとうございます。今日、初めての参加となりますので、これから勉強させて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 先ほど客席の話がありましたが、ホテル関係も基準が少しずつ改正されたり、設計標準が改正されています。東京都も含めて様々なご苦労があるかと思いますが、率直なご意見をこ

れからもお寄せ頂ければと思います。

【建築研究所 布田委員】

- ・ 設計標準の設計事例について、特別特定建築物に指定された小学校や中学校の事例がないことに気づきました。新たに加えていくという提案はいかがでしょうか。
- ・ 乳幼児施設について、授乳室などいろいろ書いてはいますが、写真などが古いと感じますので、少し考え方の整理も含めて更新してはどうかと思います。委員の中に、子どもや授乳室に関係されているような委員は一人もいらっしゃらない。そういう方々にもご意見を頂くことで、例えば多機能トイレの混雑を防止することも含めて、もう少し充実させたいかがかと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 学校事例については、文科省のほうでも、公立小・中学校等の義務化がされてから事例集をつくっています。それとどう整理するか、以前は設計標準の中にも幾つか学校の事例を掲載していましたが、今は文科省の事例に譲っているところなので、事務局のほうでご検討頂ければと思います。
- ・ 乳幼児事例など、今後の設計標準で様々な各種団体に意見交換が必要になる部分があるかと思っています。委員のこともあるかもしれませんが、事務局、国交省のほうでも少しご検討頂ければと思います。

【事務局 国土交通省】

- ・ 事例をなるべくたくさん集めたいと思っています。我々の力だけだと集まりにくい部分がありますので、委員の皆さまにぜひいろいろな事例を教えて頂けると大変助かります。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 特に事例関係は、先ほど資料4-1でも紹介がありましたが、どういう状況で困った事例なのか、好事例なのかということが具体的にわかるような資料の出し方が必要です。分厚い設計標準の中だけでは書き切れない部分もあるかもしれませんが、随時リアルタイムで更新していく必要も出てくるかもしれません。皆さんと意見交換をしながら、工夫等を考えていかなければいけないと思っています。

【全日本ろうあ連盟 深川委員】

- ・ たくさんの方のご意見を聞き、思ったことが2点あります。1点目は、ろう当事者の子どもがろう学校ではなく、地域の普通の聞こえる学校に行く場合が増えています。聴覚障害児というのは音声聞こえないわけですが、人の音声、放送が全くわからないというだけではなくて、人の足音、人が行き交うような音などの生活音が聞こえないことでぶつかってしまうなど、困っている事例が発生しています。人が行き交っているのがわかる、人の動きがわかるような、例えばガラス張りのものがあれば、聴覚障害を持つ子どもたちも安心して学校生活を送れると思います。先日国土交通省で会議があり、そこはガラス張りの部屋で人の動きなどがとてもわかりやすくいいと思いました。そのようなガラス張りの部屋があると安心できると思います。大事な会議でどうしても見えないようにしたい場合は、見えないように変えられるような機能を付けられる技術はあると思うので、見えたり見えなかったりが変更できるような壁、ドアがあるといいと思います。
- ・ もう一点は、駅から施設に行くまでの動線の問題があるのご意見がありました。駅から施

設まで、歩いて行くときにいろいろな掲示物があります。「困った人を見たら助けましょう」というような掲示もあって、それはよいと思いますが、ただ看板を立てているだけではあまり意味がない、ちょっと足りないのではないかと感じました。せっかくですので、これが周知できるような、誰が見てもわかる、誰が見てもちゃんと目につく、みんなの目にとまる工夫も必要ではないかと感じました。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 全体としてまとめますと、ソフト面、ハード面の連携です。運用も含めた取組がバリアフリーの更なる充実になるというご指摘かと思います。学校の施設もそれぞれ、例えばろうあ学校で従来使われていた設備や建築計画の工夫が一般の小・中学校などにもうまく役立つものがたくさんあるのではないかとというご提案だったと思います。
- ・ また、まちの中の看板も含めた様々な取組、ハードとソフトで一体的な福祉のまちづくりを進める、そのようなご指摘かと思います。

【全国公立文化施設協会 間瀬委員】

- ・ ソフト、運営について、触れて頂きました。劇場では、最寄りの駅から劇場まで、劇場の企画担当の職員がお迎えに行くという事業の展開をしている劇場もあります。先ほど佐賀の事例で運営についての質問をさせて頂きましたが、指定管理を担当されているご本人、組織、団体、民間の方も含めて、その指定をする側、設置者がどこまでそれを理解されているのが重要だと思います。
- ・ 今年度新たな建築基準の内容を決めて周知をするとき、今回出席頂いている映画、劇場、障害をお持ちの当事者の団体の方含めて、わかりやすい周知、例えば具体的な事例を配布して説明会を開く、といったことが重要だと思います。
- ・ 義務基準の内容について、設置自治体の担当の部局、恐らく建築関係の部局に情報が行くと思うのですが、劇場・音楽堂等では指定管理を出す側は文化部局になります。文化関係、または文化スポーツ課、そういうところに全然情報が行かないことがあります。当事者の方に設計の基本計画から入って頂く例もたくさん出てきております。先ほどの車椅子トイレの鏡が高過ぎるという悪い事例がありましたが、チェックする方全員が見落としていたということであり、劇場を運営する者にとってはおかしいと思います。ぜひその辺のことも含めて、周知をするための方策を綿密に組み立てて頂ければと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 先ほど指定管理者のお話がありましたが設置者についても指定管理者を決めていく、選考していく側がどこまで理解をしているのか、また、わかりやすい周知方法の充実することについてご意見ありました。つくる側、それを運営していく側、担当者が変わっていくという、というようなことも含めて、連携のご指摘頂きました。多様な建築物に対する適切な周知が必要と思います。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ 優良事例、あるいは悪い事例などでハード面については結構紹介されてきた印象があります。最初の方にご紹介あった佐賀の取組では、マニュアルなどについては整備を急ピッチで進めておりますというお話がありました。優良事例につながるかと思うのですが、このようなソフト面のところ、要は施設を管理運営する側と、それを使う側をつなぐところが非常に重要

になってくると思います。であるならば、利用する側にこういったマニュアルを整備したか、こういった研修をしているか、こういった周知をしているか、という資料があると、今度は別の施設で、そういうものを参考にしながら、つながるところを整備していけばいいと考えられると思いますので、こういったところをまとめていく必要があることをご提案させていただきます。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 管理者側と使う側の部分、その研修の場づくり、これがまさに様々な利用者、ユーザー、当事者の方々が参画しながら研修が行われる望ましいパターンかと思います。そういったことも含めた優良事例の発掘も見据えたご意見と思います。

【東京大学 松田委員】

- ・ 当事者参画のところで、今後、記載を増やす、あるいは別冊子をつくるというところに非常に期待をしています。他方で、私自身がかなり当事者参画の事例に関わる中で、幾つか必ず事業者さんからは疑問が提示されます。1つは、なぜ、わざわざやらなければいけないのか。それは設計者が知っているべきことではないのかというような点。もう1つは、非常に場合が様々であって、その時々によって全く違う結果になってしまうのではないかと、ということです。
- ・ 1つ目についてはなかなか難しいところではありますが、なぜ当事者参画をすべきかを、事業者、設計者にもわかりやすく伝えることが重要と思います。
- ・ 当事者参画どこまでやればいいのかは2番目の疑問につながるのですが、ここは私もかなり複雑な思いを持っているところです。ただ、社会の状況が変化するにつれて考えなければいけないことがバージョンアップされている時代にあるという気がしております。こういう試みを通じていると、そのうち収束するのか、あるいはやはりやり続けなければいけないのか、微妙なところだと思うのですが、そのあたりについても、今後、設計標準で定めるべきところと、こういう当事者参画という1つの取組の中で、更に推進されるところが整理されてくるといいと感じております。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ なぜ当事者参加をやるのか、当事者参画を仕掛けるのか、また、設計者は当然より良い建築設計をしていくので、わかっていることではないか、ということについて、そのあたりのギャップといいますか、乖離ではないがずれ違いがある。当面、当事者参画を進めながらより良い事例をたくさんつくっていく。また、その先にあるゴールをどこにするかという議論と思います。
- ・ そろそろ時間となりました。皆さま方のご意見を頂き、これからの作業の宿題がたくさん提供されたと思いますが、次年度に向けて、事務局のほうでも一生懸命作業を進めて頂けると思います。座長が言うとおかしいですが、期待をして頂きながら、更に皆さんと一緒に議論を拡充させていければと思っていますので、よろしくお願いします。
- ・ それでは、基本的な考え方の方向性について、皆さま方からご理解を頂いたということで本日の議題につきましては以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

3. その他

【事務局】

- ・ 追加意見の提出様式について、締切りは2週間とし、メールにて依頼します。
- ・ 来年度も引き続き、会議の開催を予定しております。日程など決まりましたら、また開催のご案内等をさせて頂きたいと思います。
- ・ 以上をもちまして、「第6回 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」を終了させていただきます。委員の皆さまには貴重なご意見を頂きましたこと、そしてスムーズな会議進行にご協力を頂きましたことに、事務局よりお礼を申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

4. 閉会